

## 第5章 安全で健やかな生活環境で暮らす

## 第1節 良好な生活環境の保全

## 1 公害の未然防止

## (1) 公害防止計画の推進&lt;環境管理課&gt;

## ア 策定の経緯

公害防止計画は、「環境基本法」第17条第1項及び第2項の規定により、現に公害が著しいか又は公害が著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難と認められる地域について、知事が策定する公害防止のための総合計画である。

本県においては、岐阜・大垣地域及び東濃地域の9市17町について昭和51年度から5年間を期限とする公害防止計画を策定し、公害防止のための施策を推進してきた。この結果、昭和61年度に岐阜・大垣地域の2市（関市、美濃市）と東濃地域の3市4町（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児町、御嵩町、笠原町、山岡町）が、平成8年度に岐阜・大垣地域の10町（川島町、岐南町、笠松町、柳津町、神戸町、安八町、墨俣町、北方町、本巣町、糸貫町）が、平成13年度に同地域の3町（垂井町、池田町、穂積町）が、さらに平成18年度に同地域の2市（大垣市、羽島市）が、それぞれ環境の状況が改善されたとして公害防止計画の策定地域から除外された。

しかし、岐阜地域の岐阜市及び各務原市については、引き続き対策を要することから平成18年度以降も計画を策定し、平成23年度に10年間を期限とする第8期計画を策定した。

表2-5-1 本県における公害防止計画の策定状況

(平成31年3月末現在)

区分	計画期間	計画地域名	対象市
第8期	平成23～令和2年	岐阜	岐阜市、各務原市（2市）

備考) 県環境管理課調べ

## イ 岐阜地域公害防止計画の概要

平成23年度に策定された岐阜地域公害防止計画は、平成24年2月27日付けで行った環境大臣への公害防止対策事業計画案に係る協議を経て、平成24年3月16日付けで、環境大臣の同意を得たものである。

岐阜地域については昭和51年度から、7期35年にわたり公害防止計画が策定され、同計画に基づいて公害防止に関する諸施策が推進されてきたものの、大気汚染、水質汚濁及び騒音について、依然として改善すべき問題が残されていることから、引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。この地域に係る公害防止計画は、旧計画の成果を評価、検討したうえで、国の施策と連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的、計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減するとともに、公害の防止に関する自然環境の保全及び地球環境の保全に係る諸施策を実施すること等により、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定されたものである。

本計画では、環境基本計画に定める長期的な目標の達成に資するものであることを踏まえつつ、平成32年度末を目途に未達成の環境基準等を達成維持することを目標として、引き続き対策を推進するものとされた。

表2-5-2 岐阜地域公害防止計画の概要

計画の期間	平成23年度から令和2年度までの10年間
計画の対象地域	岐阜市、各務原市（2市）
主要課題	1 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁 伊勢湾に流入する河川の汚濁負荷を削減し、伊勢湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素、りんによる富栄養化の防止を図る。 2 自動車交通騒音 騒音の著しい沿道における自動車交通騒音の防止を図る。 3 地下水汚染 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による地下水汚染の防止を図る。 4 都市地域における大気汚染 都市地域における大気汚染の防止を図る。

備考) 県環境管理課調べ

表2-5-3 岐阜地域の概況（計画策定時）

地域	項目	面積	人口	製造品出荷額等	主要業種
岐阜地域		290.66 (km <sup>2</sup> )	556 (千人)	8,747 (億円)	輸送用機械器具 製造業、化学工業

備考) 県環境管理課調べ

## ウ 岐阜地域公害防止計画における主要課題への対応

## (7) 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁

当地域内の主要河川においてBODの環境基準を達成維持することを目標とする。また、伊勢湾のCOD、全窒素及び全りん的环境基準を達成することを目標として、平成31年度を目標年度とした第8次総量規制削減計画に基づく施策を推進する。

当地域の河川の水質汚濁負荷量は、生活系及び産業系排水が大半を占めるため、伊勢湾に流入する河川の水質汚濁対策は、生活排水対策を中心とし、これに産業排水対策を併せて進める。

表2-5-4 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁に対する主な施策

- ・ 下水道の整備  
(行政人口に占める処理人口の割合：平成22年度 84.6%→令和2年度 89.7%)
- ・ し尿処理施設の適正な維持管理
- ・ 浄化槽の普及促進等
- ・ 普及啓発・実践活動の促進  
(ブルーリバー作戦の推進、河川愛護団体等への支援、「生活排水対策推進計画」の推進)
- ・ 法・条例に基づく排水規制の徹底  
(排水基準・総量規制基準の遵守についての監視・指導)
- ・ 小規模事業場対策 「小規模事業場排水対策推進指導方針」
- ・ 畜産排水対策
- ・ 導水 平常時に流量の少ない河川への導水(境川・新荒田川、荒田川：合わせて2 m<sup>3</sup>/s)

備考) 県環境管理課調べ

## (イ) 自動車交通騒音

当地域における今後の主要幹線道路沿道における騒音防止対策は、関係機関と連携しつつ、総合的かつ計画的に推進する。また、各種開発行為による新たな発生交通量に係る騒音の影響を未然防止するため、「環境影響評価法」及び「岐阜県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価を適切に実施し、必要に応じて環境保全対策を講ずる。

これらの施策を行うことにより、すべての道路に面する地域の騒音に係る環境基準を昼夜ともに達成することを目標とする。

表2-5-5 自動車交通騒音に対する主な施策

- ・ 発生源対策 (車両検査・点検の徹底、整備不良車・過積載車両等の取締り強化、低公害車導入の普及促進)
- ・ 交通管理 (交通管制システム等の整備拡充、適正な交通規制の実施、駐車対策)
- ・ 交通総量抑制対策
- ・ 道路整備 (バイパス等の整備、補正補修等道路の適正管理)
- ・ 沿道対策 (道路交通公害の影響に配慮した計画的土地利用)
- ・ その他 (面的評価を推進、監視測定体制の整備)

備考) 県環境管理課調べ

## (ウ) 地下水汚染

岐阜市においては、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物を使用する事業場における排水処理施設の適正な維持管理を指導し、汚染源がある場合には直接浄化を実施して、汚染源の解消と汚染地区の拡大防止を目指す。

また、各務原市においては、農地における施肥量を削減した状態を維持し、東部の硝酸・亜硝酸性窒素汚染地区が水道資源の集中している西部まで拡大しないように努める。

表2-5-6 地下水汚染に対する主な施策

- ・地下水質の監視（概況調査、モニタリング調査）
- ・汚染確認時の措置（汚染範囲・汚染原因の把握、飲用指導、取扱事業場の指導）
- ・汚染地区対策  
（モニタリング調査による監視、立入検査等の発生源対策、飲用指導・健康相談等の住民対策、浄化対策、減肥）

備考）県環境管理課調べ

(I) 都市地域における大気汚染

当地域の大気汚染状況を把握するため、一般環境大気測定局が4局、自動車排出ガス測定局が1局設置され、常時監視が行われている。監視項目のうち二酸化窒素、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類は、すべての測定局で環境基準を達成しており、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で長期的評価に基づく環境基準を達成している（計画策定時）。

しかし、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成していない。このため、光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について排出の抑制に努め、被害発生を未然に防ぐため、緊急時対策を徹底する。また、これらの施策を通じて、長期的には地域内のすべての測定局において環境基準を達成することを目標とするが、当計画期間内においては1時間値が0.12ppmを超過しないことを目標とする。

表2-5-7 都市地域における大気汚染に対する主な施策

窒素酸化物対策

- ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入）
- ・移動発生源対策（バイパス等の道路整備、交通管制システムの整備）
- ・普及啓発（中小企業制度融資の活用、大気汚染防止月間における取組み、アイドリング・ストップ運動）
- ・炭化水素対策
- ・固定発生源対策（大気汚染防止法等に基づく規制、発生源監視、コージェネレーションシステムの導入、P R T R法の推進）
- ・光化学オキシダント対策
- ・光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物及び炭化水素について、排出抑制に努める。
- ・被害発生を未然防止のための緊急時対策として、平成14年6月制定の「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づき、大気汚染情報を発令する等の措置を講ずる。

備考）県環境管理課調べ

(2) 公害防止管理者等の選任<環境管理課>

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場の公害防止組織の整備を図り、有効適切な自主管理を行うことにより公害防止を未然に防止することを目的として、昭和46年6月に制定された。

この法律の適用対象となる製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業であって一定規模以上の施設を有する工場については、これを設置している事業者が、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届け出なければならない（資料9）。

表2-5-8 公害防止管理者等の届出状況

(平成31年3月末現在)

種類		区分	本務者	代理者	
公害防止統括者			457 (150)	383 (101)	
公害防止主任管理者			12 ( 1)	8 ( 1)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	35 ( 1)	26 ( 1)	
		第2種	21 ( 0)	14 ( 1)	
		第3種	25 ( 2)	20 ( 3)	
		第4種	97 ( 7)	78 ( 3)	
	水質関係	第1種	54 ( 0)	30 ( 0)	
		第2種	160 ( 8)	121 ( 9)	
		第3種	5 ( 2)	10 ( 3)	
		第4種	65 ( 6)	54 ( 1)	
	騒音関係			149 (144)	82 ( 82)
	粉じん関係			70 ( 8)	49 ( 5)
	振動関係			143 (138)	56 ( 54)
	ダイオキシン関係			5 ( 1)	3 ( 1)
	計			829 (317)	543 (163)
合計			1298 (468)	934 (265)	

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 ( )内は市町村の処理事務によるもので内数

(3) 公害苦情・紛争の適正処理<環境企画課、環境管理課>

公害の苦情については、公害苦情相談員及び公害担当職員により、必要な調査、発生源に対する指導、助言を行っている。

公害に関する紛争については、その迅速かつ適正な処理を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が置かれている。

本県では、「岐阜県公害紛争処理条例」に基づき、13人の委員で構成される岐阜県公害審査会を設置しており、昭和45年度に発足以来、20件の公害紛争を処理している。(表2-5-9)

また、公害苦情件数の状況は、資料10のとおりである。

表2-5-9 県公害審査会に係属した事件一覧

年	係属件数	紛争の種類
昭和47年	1	悪臭
昭和51年	3	水質、騒音
昭和55年	1	騒音
昭和57年	1	騒音
昭和60年	1	騒音、振動
昭和62年	1	悪臭
平成3年	1	水質、大気
平成6年	1	騒音
平成7年	1	水質
平成13年	1	大気、水質、その他
平成18年	1	水質、土壌
平成21年	1	悪臭
平成24年	1	大気、水質
平成25年	1	悪臭
平成26年	1	騒音
平成27年	1	騒音
平成28年	1	騒音
平成30年	1	悪臭、騒音、振動
計	20	

備考) 県環境企画課調べ

## 2 水質環境の保全

## (1) 汚濁発生源の抑制

## ア 公共用水域の概況&lt;環境管理課&gt;

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曾川（長良川、揖斐川を含む。）及び庄内川（土岐川）、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川（宮川）及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-5-10のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上での重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-5-10 主要河川水系

(平成31年3月末現在)

水系名	主要河川名	河川数	延長 (km)	類型指定 河川数	類型指定 河川延長(km)
木曾川	木曾川、長良川、揖斐川	298	2,353	35	1,186
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	88
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	6	237
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9		
合計		437	3,326	51	1,611

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ  
2 河川数及び延長は1級河川のみである。

## イ 水質汚濁に係る環境基準&lt;環境管理課&gt;

## (7) 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである（資料11）。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曾川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では平成23年度から平成28年度に他の主要河川について順次調査を実施し、48河川7水域について類型を指定した。（資料28）。

## (イ) 公共用水域及び地下水の監視測定

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

平成30年度において、公共用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、125地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。

また、木曾川、長良川及び揖斐川水域の7地点では、表2-5-11に示す管理機関が自動測定を行った。

このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料26）。

地下水については、57地点の井戸において、環境基準項目の水質調査を実施するとともに、64地点の井戸においてモニタリング調査、17地点の井戸において汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料27）。

表2-5-11 水質自動測定所の設置状況

(平成31年3月末現在)

河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管理機関	測定項目
木曾川	国土交通省木曾川橋水質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD、シアン
長良川	岐阜市長良川水質自動測定所	岐阜市長良古津小島山	昭和45(昭和63)	岐阜市	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD (UV)
	国土交通省大藪大橋水質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD、シアン、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省南濃大橋水質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、塩化物イオン、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省長良川大橋水質自動監視所	愛知県愛西市福原新田町(海津市海津町油島)	平成6	国土交通省木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、塩化物イオン、クロロフィルa、総窒素、総りん
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、導電率、塩化物イオン

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 設置年度の( )内は機器更新年度を示す。

ウ 水環境の概況<環境管理課>

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、平成30年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川(資料28)を中心に、70河川において水質調査123地点、底質調査3地点、湖沼において水質調査を2地点で実施した。(表2-5-12、図2-5-1)。

表2-5-12 公共用水域の水質測定地点数と実施機関

○河川

(平成30年度)

水域名	河川数	測定地点数	実施機関			
			水質調査			底質調査
			岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木曾川	15	32	28	4		
長良川	26	42	14	7	21	3
揖斐川	12	20	10	10		
庄内川(土岐川)	5	9	7	2		
神通川(宮川)	7	11	11			
矢作川	4	6	5	1		
庄川	1	3	3			
計	70	123	78	24	21	3

○湖沼

水域名	測定地点数	実施機関	
		水質調査	
		中部地整	富山県
横山ダム貯水池(奥いび湖)	1	1	
境川ダム貯水池(桂湖)	1		1
計	2	1	1

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 中部地整：国土交通省中部地方整備局

安心して健やかな生活環境で暮らす



表2-5-13 健康項目の環境基準の適合状況（河川）

（平成30年度）

項目	検体数等	岐 阜 県			全 国（H29年度）		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A （%）	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A （%）
カドミウム		59	0	0	3,104	3	0.10
全シアン		55	0	0	2,750	0	0
鉛		75	0	0	3,226	4	0.13
六価クロム		59	0	0	2,875	0	0
砒素		74	0	0	3,178	20	0.63
総水銀		52	0	0	2,961	0	0
アルキル水銀		1	0	0	528	0	0
PCB		55	0	0	1,735	0	0
ジクロロメタン		60	0	0	2,663	0	0
四塩化炭素		60	0	0	2,629	0	0
1,2-ジクロロエタン		60	0	0	2,656	1	0.04
1,1-ジクロロエチレン		60	0	0	2,666	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		60	0	0	2,669	0	0
1,1,1-トリクロロエタン		60	0	0	2,684	0	0
1,1,2-トリクロロエタン		60	0	0	2,668	0	0
トリクロロエチレン		60	0	0	2,709	0	0
テトラクロロエチレン		62	0	0	2,711	0	0
1,3-ジクロロプロペン		56	0	0	2,687	0	0
チウラム		56	0	0	2,616	0	0
シマジン		56	0	0	2,634	0	0
チオベンカルブ		56	0	0	2,626	0	0
ベンゼン		57	0	0	2,644	0	0
セレン		56	0	0	2,669	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		61	0	0	3,156	2	0.06
ふっ素		63	0	0	2,688	14	0.52
ほう素		58	0	0	2,581	0	0
1,4-ジオキサン		56	0	0	2,548	0	0
全 体		91	0	0	3,901	42	1.08

備考）県環境管理課調べ

（イ）生活環境項目

○ 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）及び大腸菌群数の5項目についての基準値が定められている。

平成30年度は、木曽川等7本川44支川の水域類型を指定している69の水域を中心に123地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している103地点におけるBOD等5項目に関する延べ5,358検体の環境基準に対する適合率は、表2-5-14のとおり全体の87.2%であった。

表2-5-14 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（河川）

（平成30年度）

区分	年度	AA		A		B		C		計	
		環境基準 適合数 総検体数	適合率								
pH	H29	270	99.3	485	99.0	165	98.2	196	100	1,116	99.1
		272		490		168		196			
	H30	271	99.6	484	99.2	163	97.0	191	97.4	1,109	98.7
		272		488		168		196			

D O	H29	272	100	479	97.8	168	100	193	98.5	1,112	98.8
		272		490		168		196		1,126	
	H30	272	100	479	98.2	168	100	194	99.0	1,113	99.0
		272		488		168		196		1,124	
B O D	H29	262	96.3	487	99.6	158	94.0	185	94.4	1,092	97.0
		272		490		168		196		1,126	
	H30	260	95.6	482	98.8	167	99.4	187	95.4	1,096	97.5
		272		488		168		196		1,124	
S S	H29	272	100	487	99.4	165	98.2	196	100	1,120	99.5
		272		490		168		196		1,126	
	H30	272	100	484	99.2	167	99.4	196	100	1,119	99.6
		272		488		168		196		1,124	
大腸菌 群数	H29	18	6.6	139	31.9	76	45.2	—	—	233	26.6
		272		436		168		—		876	
	H30	21	8.1	146	33.6	67	39.9	—	—	234	27.1
		260		434		168		—		862	
計	H29	1,094	80.4	2,077	86.7	732	87.1	770	98.2	4,673	86.9
		1,360		2,396		840		784		5,380	
	H30	1,096	81.3	2,075	87.0	732	87.1	768	98.0	4,671	87.2
		1,348		2,386		840		784		5,358	

備考) 県環境管理課調べ

### ○ BOD及びSSの環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるBOD及びSSについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

#### 【BOD】

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、表2-5-15及び表2-5-16のとおり、平成30年度におけるBODの達成率は98.6%で、平成29年度の全国河川の達成率94.0%を上回っている。

#### 【SS】

SSの環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成した。

表2-5-15 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

類型 (ワ)	基準値 (mg/L)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		全国河川の 達成率 (29年度)
		達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	
AA	1以下	20 20	100%	20 20	100%	19 20	95.0%	96.8%
A	2以下	27 27	100%	27 27	100%	27 27	100%	93.8%
B	3以下	11 11	100%	10 11	90.9%	11 11	100%	91.9%
C	5以下	11 11	100%	10 11	90.9%	11 11	100%	93.0%
D	8以下	—	—	—	—	—	—	100%
E	10以下	—	—	—	—	—	—	100%
計		69 69	100%	67 69	97.2%	68 69	98.6%	94.0%

備考) 県環境管理課調べ

表2-5-16 水域別の環境基準の達成状況（河川）

区分	水域名	木曾川	長良川	揖斐川	庄内川 (土岐川)	矢作川	神通川 (宮川)	庄川	計
平成 29年度	達成水域数 総水域数	22 22	14 15	12 13	6 6	4 4	8 8	1 1	67 69
	達成率 (%)	100%	93.3%	92.3%	100%	100%	100%	100%	97.1%
	未達成水域名	—	糸貫川 C(4/12)	津屋川 B(4/12)	—	—	—	—	—
平成 30年度	達成水域数 総水域数	22 22	15 15	12 13	6 6	4 4	8 8	1 1	68 69
	達成率 (%)	100%	100%	92.3%	100%	100%	100%	100%	98.6%
	未達成水域名	—	—	粕川 AA(4/12)	—	—	—	—	—

備考) 県環境管理課調べ

○ 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

平成30年度は、木曾川等5本川、47支川の水域類型を指定している62水域、77地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとにすべての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、平成30年度においてはすべての環境基準地点で環境基準を達成した。(表2-5-17)

表2-5-17 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況（河川）

区分	年度	生物A		生物特A		生物B		生物特B		計	
		達成水域数	達成率 (%)								
		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数	
木曾川	H29	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
	H30	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
長良川	H29	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
	H30	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
揖斐川	H29	4	100.0	0	—	8	100.0	0	—	12	100.0
		4		0		8		0		12	
	H30	4	100.0	0	—	8	100.0	0	—	12	100.0
		4		0		8		0		12	
庄内川 (土岐川)	H29	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
	H30	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
矢作川	H29	4	100.0	0	—	1	100.0	0	—	5	100.0
		4		0		1		0		5	
	H30	4	100.0	0	—	1	100.0	0	—	5	100.0
		4		0		1		0		5	
神通川 (宮川)	H29	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
	H30	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	

庄川	H29	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
	H30	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	
		1		1		0		0		2	
計	H29	25	100.0	12	100.0	25	100.0	0	—	62	100.0
		25		12		25		0		62	
	H30	25	100.0	12	100.0	25	100.0	0	—	62	
		25		12		25		0		62	

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 総水域数は、調査年度に類型が指定されていた水域数を指す。

○ 湖沼水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている（資料11）。

(ウ) 健康項目

平成30年度は、27項目について2地点で採水し分析した結果、すべての地点で、環境基準を達成した（表2-5-18）。

表2-5-18 健康項目の環境基準の適合状況（湖沼）

（平成30年度）

検体数等項目	岐 阜 県			全 国 (H29年度)		
	調査対象地点数 A	環境基準値を超える地点数 B	B / A (%)	調査対象地点数 A	環境基準値を超える地点数 B	B / A (%)
カドミウム	2	0	0	262	1	0.38
全シアン	2	0	0	218	0	0
鉛	2	0	0	262	2	0.76
六価クロム	2	0	0	237	0	0
砒素	2	0	0	262	2	0.76
総水銀	2	0	0	246	0	0
アルキル水銀	1	0	0	63	0	0
PCB	1	0	0	130	0	0
ジクロロメタン	1	0	0	213	0	0
四塩化炭素	1	0	0	211	0	0
1,2-ジクロロエタン	1	0	0	213	0	0
1,1-ジクロロエチレン	1	0	0	213	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	1	0	0	213	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	0	219	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	213	0	0
トリクロロエチレン	1	0	0	221	0	0
テトラクロロエチレン	1	0	0	221	0	0
1,3-ジクロロプロペン	1	0	0	216	0	0
チウラム	2	0	0	214	0	0
シマジン	2	0	0	212	0	0
チオベンカルブ	2	0	0	212	0	0
ベンゼン	1	0	0	214	0	0
セレン	2	0	0	209	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0	0	356	0	0
ふっ素	1	0	0	232	0	0
ほう素	1	0	0	223	0	0
1,4-ジオキサン	2	0	0	213	0	0
全 体	2	0	0	401	2	0.50

備考) 県環境管理課調べ

(I) 生活環境項目

○ 環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）及び大腸菌群数の5項目について基準値が定められている。また、同様に各水域にIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全磷の2項目について基準値が定められている。

平成30年度は、水域類型を指定している2地点で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ138検体の環境基準に対する適合率が、表2-5-19のとおり全体の95.7%であった。なお、全窒素については、本県の2地点には環境基準は適用されていない。

表2-5-19 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（湖沼）

区 分	年 度	A		計		区 分	年 度	II		III		計	
		環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率			環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率
		総検体数		総検体数				総検体数		総検体数		総検体数	
p H	H29	30	100	30	100	全 磷	H29	6	100	12	100	18	100
		30	(88.7)	30	(87.4)			6	(49.8)	12	(37.8)	18	(42.5)
	30	100	30	100	H30		6	100	12	100	18	100	
	30		30				6		12		18		
D O	H29	23	76.7	23	76.7	備考) 1 県環境管理課調べ 2 ( ) は全国湖沼のAA~CまでもしくはI~Vまでの適合率を示す。							
		30	(80.8)	30	(84.1)								
	H30	28	93.3	28	93.3								
		30		30									
C O D	H29	30	100	30	100								
		30	(57.0)	30	(47.4)								
	H30	29	96.7	29	96.7								
		30		30									
S S	H29	22	73.3	22	73.3								
		30	(67.1)	30	(65.9)								
	H30	27	90.0	27	90.0								
		30		30									
大腸菌 群 数	H29	15	83.3	15	83.3								
		18	(76.1)	18	(74.1)								
	H30	18	100	18	100								
		18		18									
計	H29	120	87.0	120	87.0								
		138	(73.9)	138	(71.4)								
	H30	132	95.7	132	95.7								
		138		138									

○ COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全磷について水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【COD】

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

【全磷】

全磷の環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

○ 底質調査

3河川の3地点において、平成30年度に調査を実施した結果は、平成29年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった（資料26）。

○ 地下水質調査

概況調査は、県内を2～5kmメッシュで区切り、84メッシュの中から調査地点を1地点選定するメッシュ方式により実施した。

この結果、ふっ素が1地点（瑞浪市）環境基準を超過した。

オ 各水域の状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

(ア) 木曽川水域（表2-5-20、図2-5-2）

○ 本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において、環境基準を達成した。下流の起地点（羽島市）においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

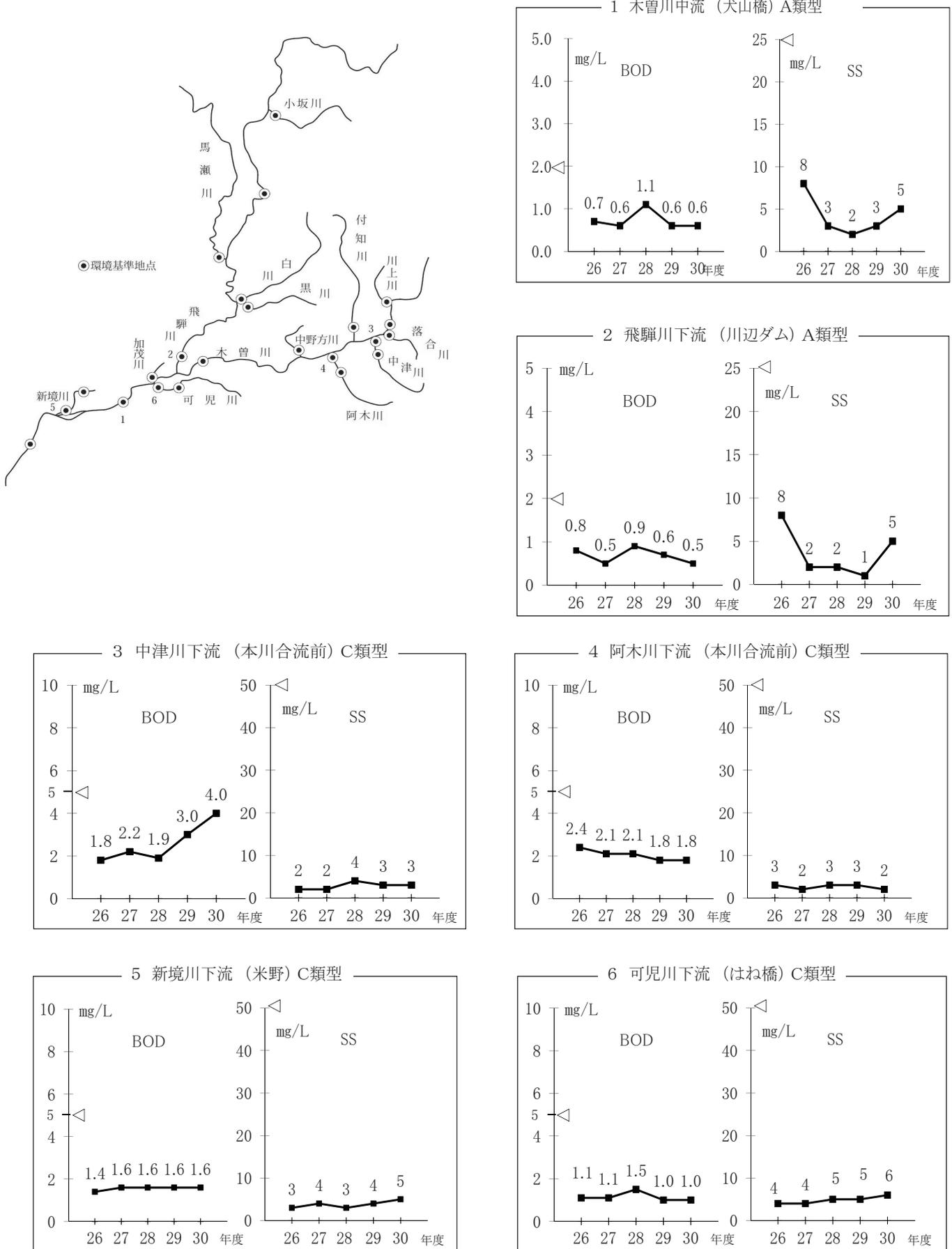
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-5-20 木曽川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	平 成 29 年 度			平 成 30 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	木曽川上流	落 合 ダ ム	AA (1)	1/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	木曽川中流	兼 山 ダ ム	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.7
		犬 山 橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.6
	木曽川下流	起	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.7
支 川	飛驒川上流	東 上 田	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	飛驒川下流	川 辺 ダ ム	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.5
	川 上 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	落 合 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.6
	中津川上流	中 川 橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	中津川下流	本 川 合 流 前	C (5)	0/12	○	3.0	1/12	○	4.0
	付 知 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	阿木川上流	恵 那 大 橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.5
	阿木川下流	本 川 合 流 前	C (5)	0/12	○	1.8	0/12	○	1.8
	中野方川	巴 橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	可児川上流	鳥 屋 場 橋	B (3)	0/12	○	1.1	0/12	○	1.1
	可児川下流	は ね 橋	C (5)	0/12	○	1.0	0/12	○	1.0
	加茂川	本 川 合 流 前	B (3)	1/12	○	1.0	0/12	○	1.3
	新境川上流	東 泉 橋	B (3)	0/12	○	1.4	0/12	○	1.7
	新境川下流	米 野	C (5)	0/12	○	1.6	0/12	○	1.6
	小坂川	古 子 橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	馬瀬川	飛驒川合流前	AA (1)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	白 川	飛驒川合流前	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
黒 川	岩 穴 橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5	

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-2 木曾川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

安心して健やかな生活環境で暮らす

(イ) 長良川水域 (表2-5-21、図2-5-3)

○ 本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の長良大橋地点においても0.8mg/Lと良好な水質を保持している。

また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点(補助地点)においても、1.0mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

すべての水域で環境基準を達成した。

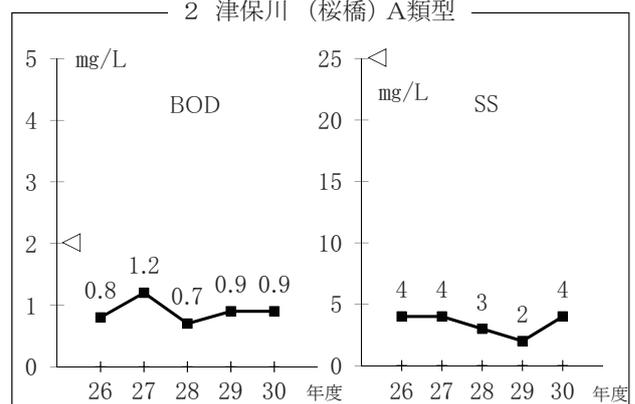
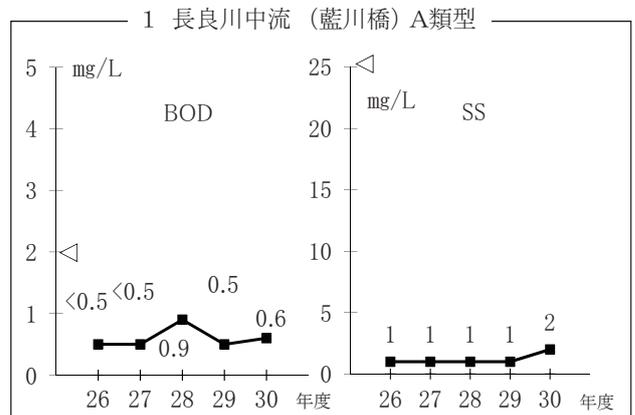
表2-5-21 長良川水域の環境基準(BOD)の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	平成29年度			平成30年度		
			75%評価		75%値 (mg/L)	75%評価		75%値 (mg/L)
			X/Y	達成状況		X/Y	達成状況	
本川	長良川上流	和合橋 AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	長良川中流	鮎之瀬橋 A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
		藍川橋 A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.6
長良川下流	長良大橋 A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.8	
支川	吉田川	小野橋 AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	板取川	長瀬橋 AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	武儀川	南武芸橋 A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	津保川	桜橋 A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.9
	伊自良川上流	繰船橋 A (2)	0/12	○	1.0	0/12	○	0.9
	伊自良川下流	竹橋 C (5)	0/12	○	3.0	0/12	○	2.0
	鳥羽川	伊自良川合流前 B (3)	0/12	○	1.2	0/12	○	0.8
	境川上流	東辰新橋 C (5)	0/12	○	1.7	0/12	○	1.2
	境川下流	境川橋 C (5)	0/12	○	2.1	0/12	○	3.2
	荒田川	出村 B (3)	1/12	○	1.2	0/12	○	1.2
	糸貫川	苗田橋 C (5)	4/12	×	5.9	2/12	○	4.8
	桑原川	本川合流前 C (5)	1/12	○	3.5	2/12	○	3.2

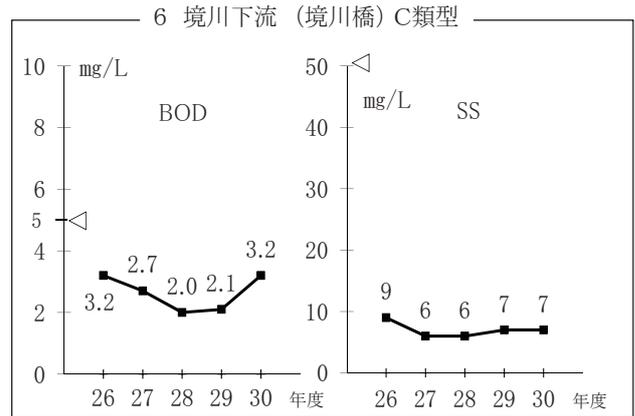
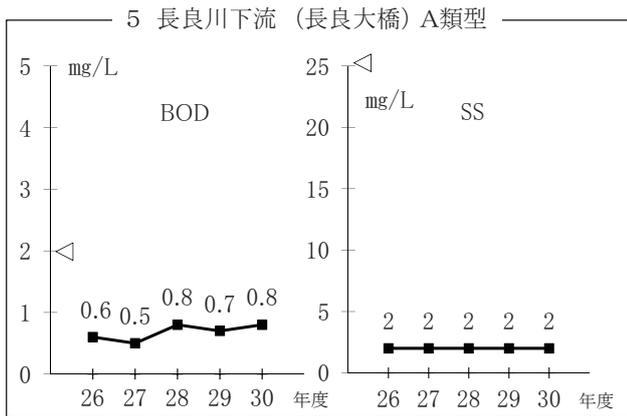
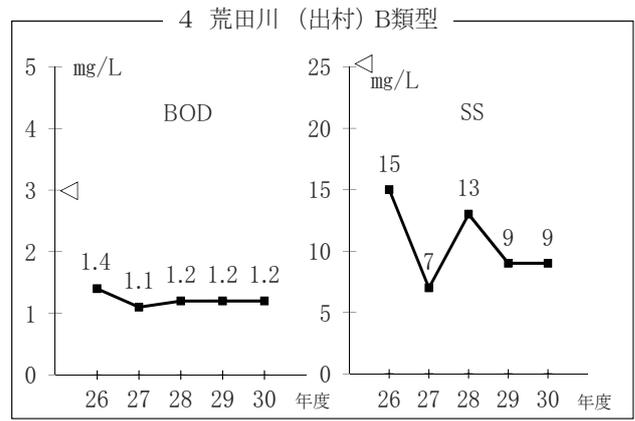
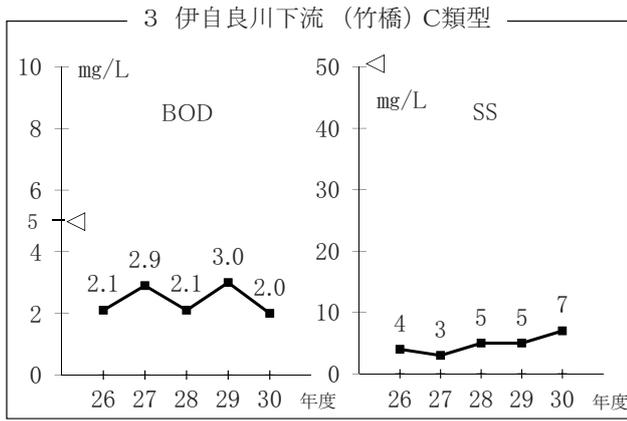
備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安全で健やかな生活環境で暮らす



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

(ウ) 揖斐川水域（表2-5-22、図2-5-4）

○ 本川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても1.3mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

粕川はAA類型の水域類型を指定しているが、脛永橋において1.1mg/Lであり、環境基準を達成しなかった。それ以外の水域では環境基準を達成した。

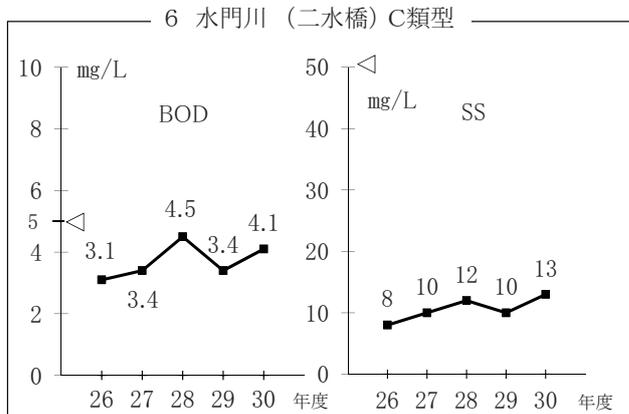
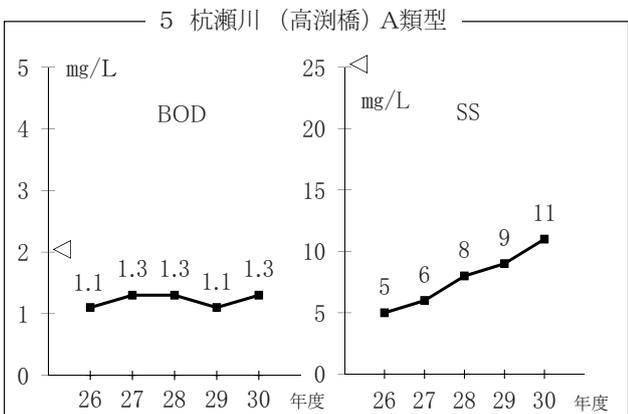
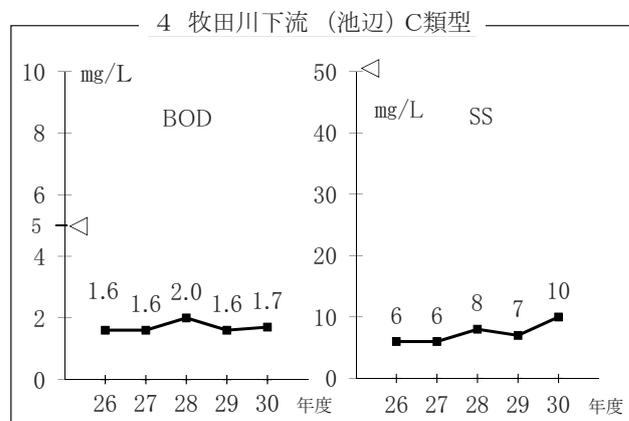
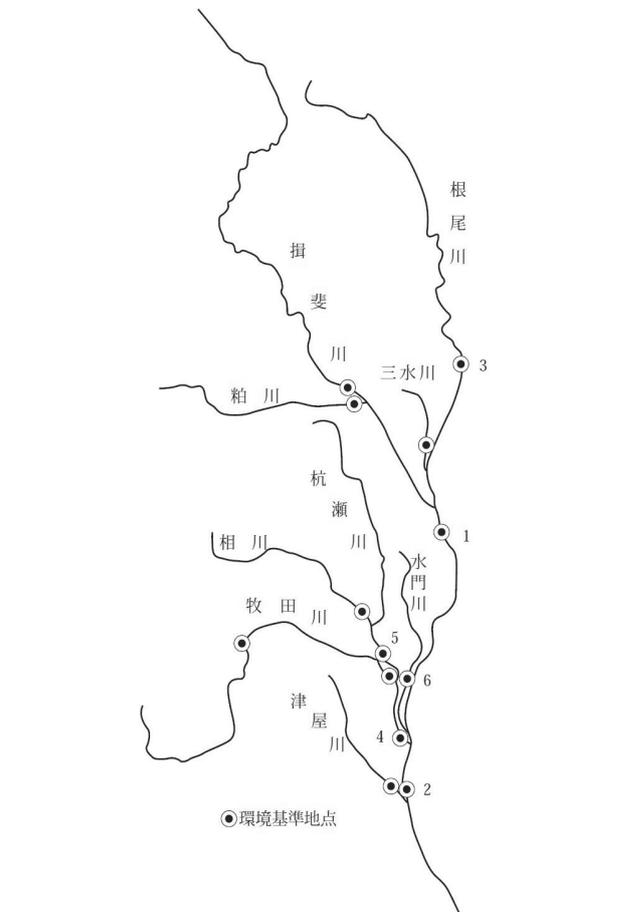
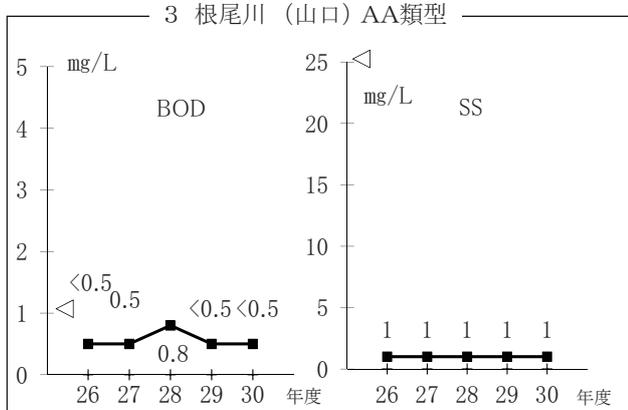
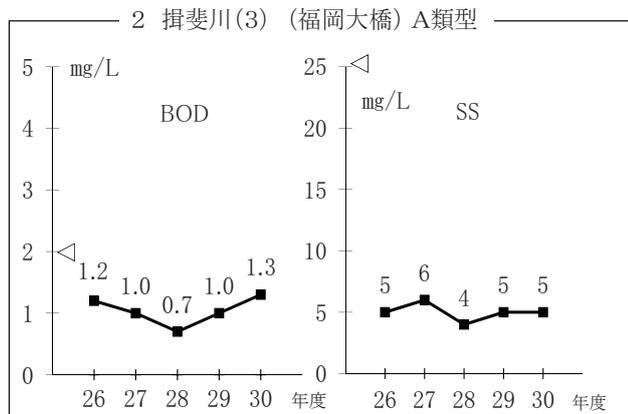
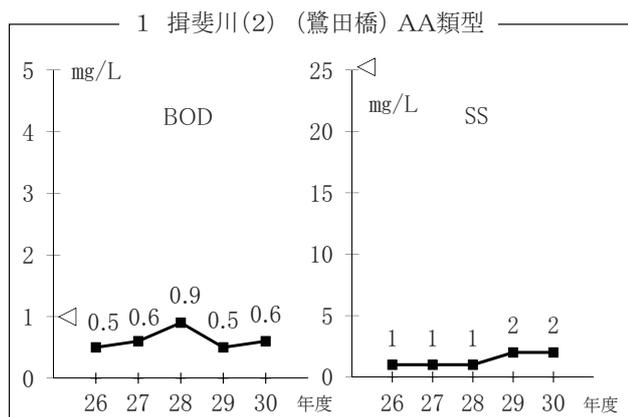
表2-5-22 揖斐川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	平成 29 年 度		平成 30 年 度			
			75% 評 価	75%値	75% 評 価	75%値		
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)
本 川	揖斐川(1)	AA(1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.5
	揖斐川(2)	AA(1)	0/12	○	0.5	1/12	○	0.6
	揖斐川(3)	A(2)	0/12	○	1.0	0/12	○	1.3
支 川	粕 川	AA(1)	3/12	○	0.9	4/12	×	1.1
	根 尾 川	AA(1)	0/12	○	<0.5	1/12	○	<0.5
	三 水 川	A(2)	1/12	○	1.0	3/12	○	1.2
	牧田川上流	AA(1)	3/12	○	0.6	2/12	○	0.6
	牧田川中流	A(2)	0/12	○	0.5	0/12	○	<0.5
	牧田川下流	C(5)	0/12	○	1.6	0/12	○	1.7
	杭 瀬 川	A(2)	1/12	○	1.1	0/12	○	1.3
川	相 川	B(3)	3/12	○	2.4	1/12	○	2.0
	水 門 川	C(5)	1/12	○	3.4	2/12	○	4.1
	津 屋 川	B(3)	4/12	×	3.2	0/12	○	2.1

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

安心して健やかな生活環境を暮らしす

図2-5-4 揖斐川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

(イ) 庄内川（土岐川）水域（表2-5-23、図2-5-5）

○ 本川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。県境付近の天ヶ橋地点においても、0.9mg/Lと良好な水質を保持している。

○ 支川

すべての水域で環境基準を達成した。

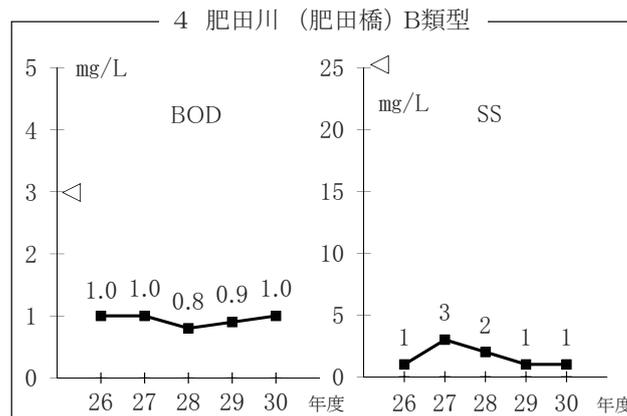
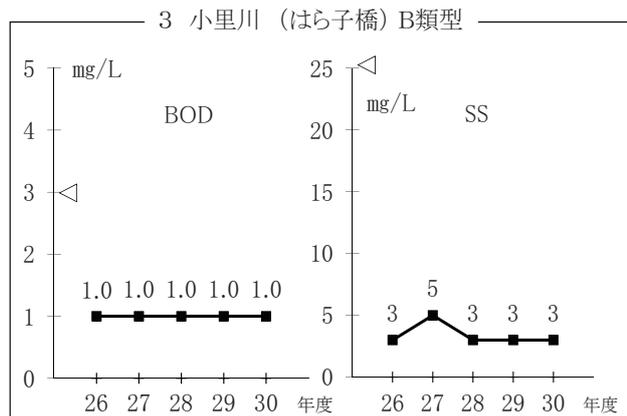
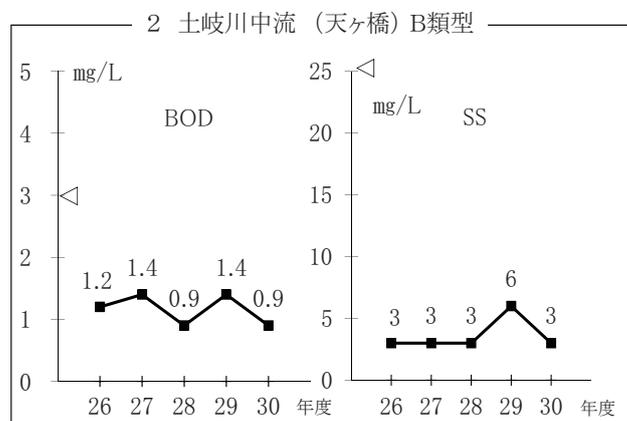
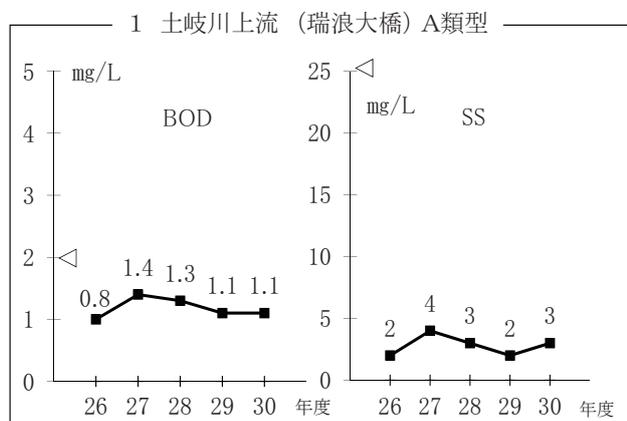
表2-5-23 庄内川（土岐川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	平成 29 年 度			平成 30 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	土岐川上流	瑞 浪 大 橋	A (2)	0/12	○	1.1	0/12	○	1.1
	土岐川中流	三 共 橋	B (3)	0/12	○	1.2	0/12	○	1.1
		天 ヶ 橋	B (3)	0/12	○	1.4	0/12	○	0.9
支川	小 里 川	は ら 子 橋	B (3)	0/12	○	1.0	0/12	○	1.0
	肥 田 川	肥 田 橋	B (3)	0/12	○	0.9	0/12	○	1.0
	妻 木 川	御 幸 橋	B (3)	0/12	○	1.1	0/12	○	1.1
	笠 原 川	桜 橋	A (2)	0/12	○	1.3	0/12	○	1.2

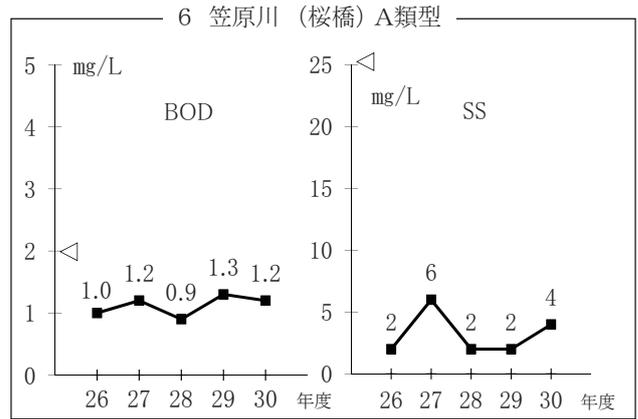
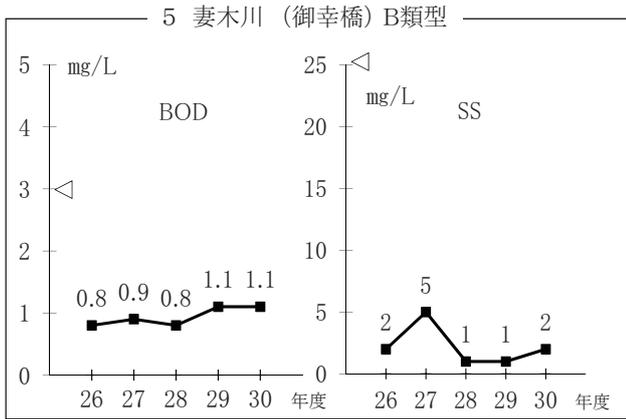
備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-5 庄内川（土岐川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安心して健やかな生活環境を暮らし



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 △は環境基準値を示す。

(オ) 矢作川水域 (表 2-5-24、図 2-5-6)

○ 本川

県内区間はAA類型に指定している。最上流部では0.5mg/Lと環境基準を達成した。

○ 支川

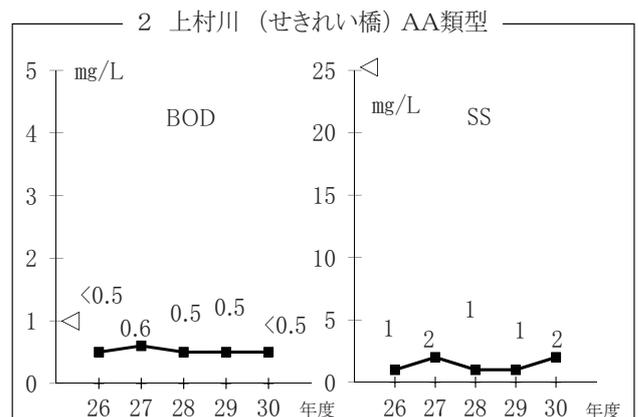
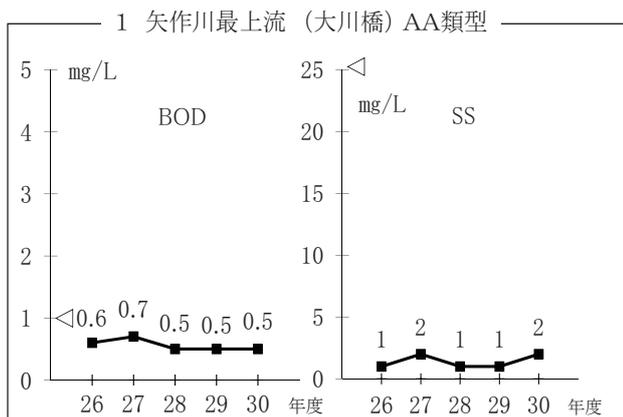
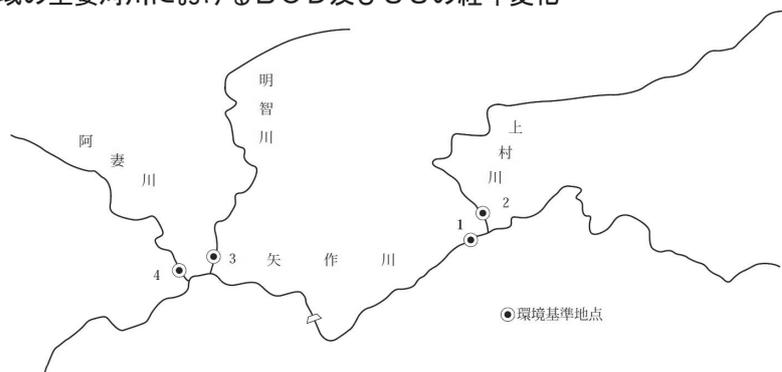
すべての水域で環境基準を達成した。

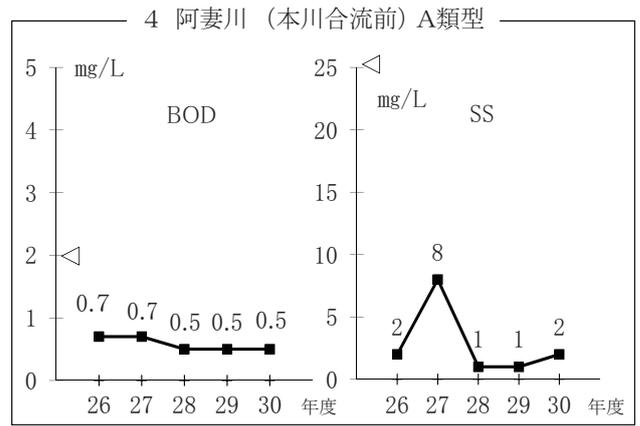
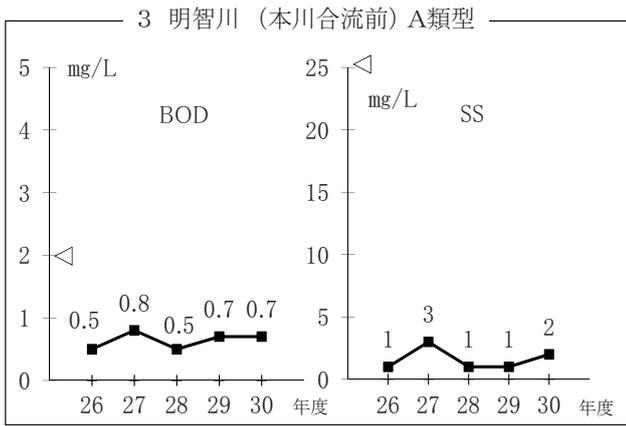
表 2-5-24 矢作川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	平成 29 年 度			平成 30 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	矢作川最上流	大 川 橋	AA (1)	1/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	上 村 川	せ き れ い 橋	AA (1)	0/12	○	0.5	0/12	○	<0.5
支川	明 智 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.7
	阿 妻 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図 2-5-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

(カ) 神通川（宮川）水域（表2-5-25、図2-5-7）

○ 本川

上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。

○ 支川

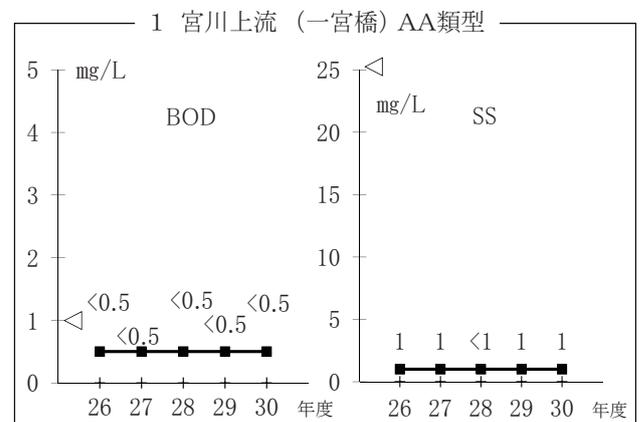
すべての水域で環境基準を達成した。

表2-5-25 神通川（宮川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

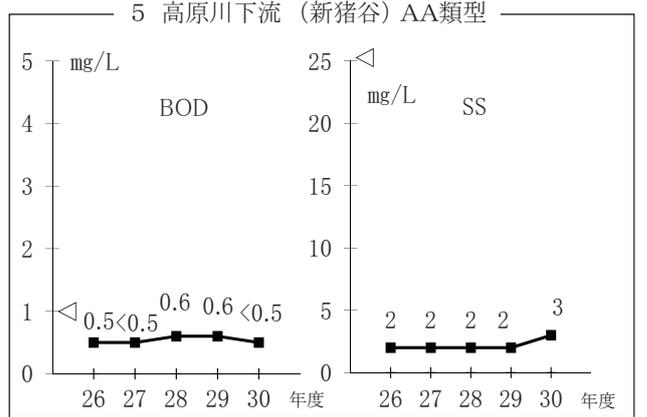
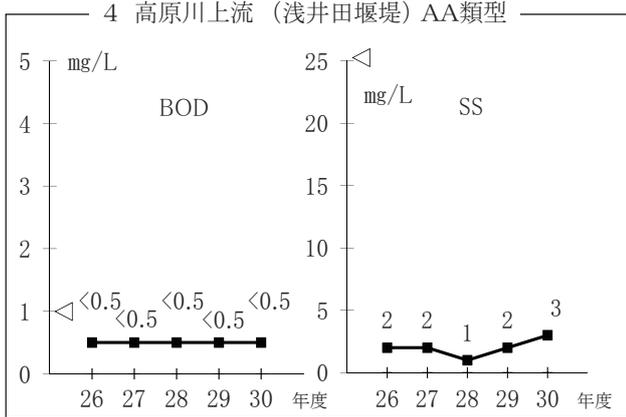
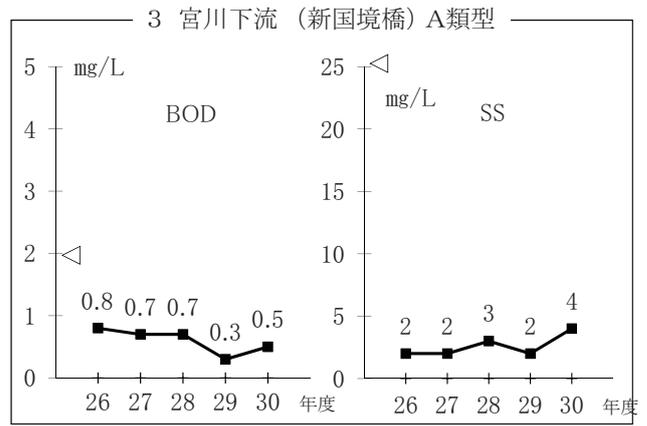
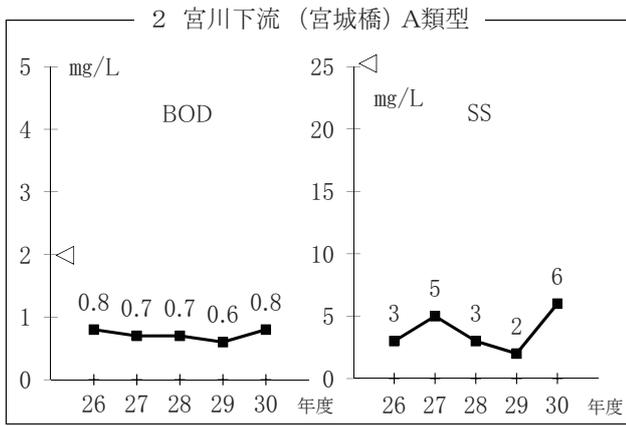
水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	平成 29 年 度		平成 30 年 度				
			75% 評 価		75% 評 価				
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	宮 川 上 流	一 宮 橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	宮 川 下 流	宮 城 橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.8
		新 国 境 橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
支 川	高 原 川 上 流	浅 井 田 堰 堤	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	高 原 川 下 流	新 猪 谷	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	川 上 川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/6	○	0.6	0/6	○	0.8
	小 八 賀 川	宮 川 合 流 前	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.5
	荒 城 川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.7
	小 鳥 川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/6	○	<0.5	0/6	○	0.6

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-7 神通川（宮川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安心して健やかな生活環境で暮らす



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

(キ) 庄川水域（表2-5-26、図2-5-8）

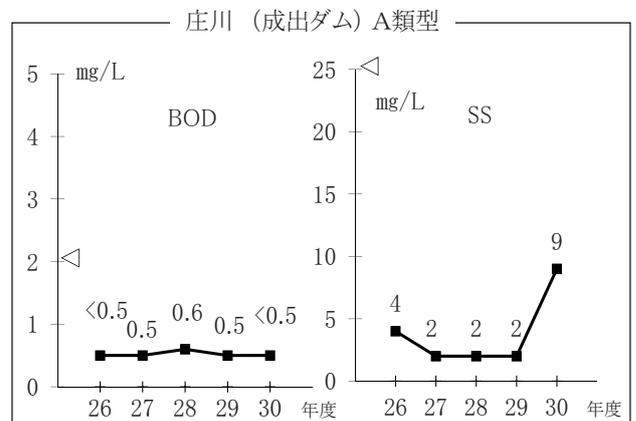
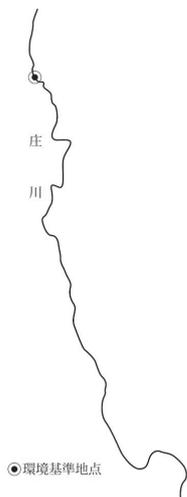
A類型の水域類型を指定しているが、0.5mg/L未満と環境基準を達成した。

表2-5-26 庄川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	平成 29 年 度		平成 30 年 度				
			75% 評 価	75%値	75% 評 価	75%値			
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	庄 川	成 出 ダ ム	A (2)	0/6	○	0.6	0/6	○	<0.5

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-5-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

カ 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与えている。平成30年度の魚類へい死事故及び重油等流出事故の発生件数は、それぞれ22件及び75件、計97件であった。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

表 2-5-27 魚類へい死及び重油等流出事故発生状況

区 分		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
魚 類 へい死	工 業 排 水 (件)		1( 0)	1( 0)	4( 1)
	そ の 他 (件)		26( 8)	20( 3)	18( 6)
	計 (件)		27( 8)	21( 3)	22( 7)
油 流 出 等	工 場 (件)		14( 1)	21( 1)	12( 4)
	そ の 他 (件)		65(13)	74(24)	63(21)
	計 (件)		79(14)	95(25)	75(25)

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ( )内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

キ 水質汚濁の発生源の状況<環境管理課>

(7) 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769件であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃PCBの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、平成30年度末では、8,283件(昭和46年度比約3倍)となっている。

これらの特定事業場の排水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るため、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50m<sup>3</sup>未満の特定事業場にも基準を適用する上乘せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

平成30年度末における排水基準が適用される特定事業場の数は、1,023件である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、平成30年度末の特定事業場の数は、3,325件あり、このうち排水基準が適用される特定事業場の場数は45件となっている。

(4) 業種又は施設別の特定事業場の状況

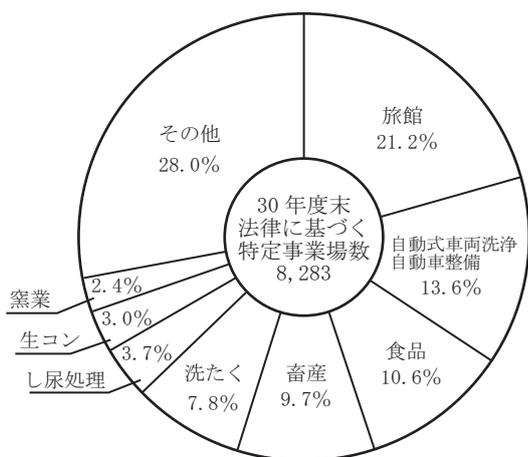
「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄施設、食品、畜産の順で、4業種で全体の半数を占めている(図2-5-9)。

「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の9割を占めている(図2-5-10)。

これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、下水道、食品が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截が最も多い(図2-5-11、図2-5-12)。

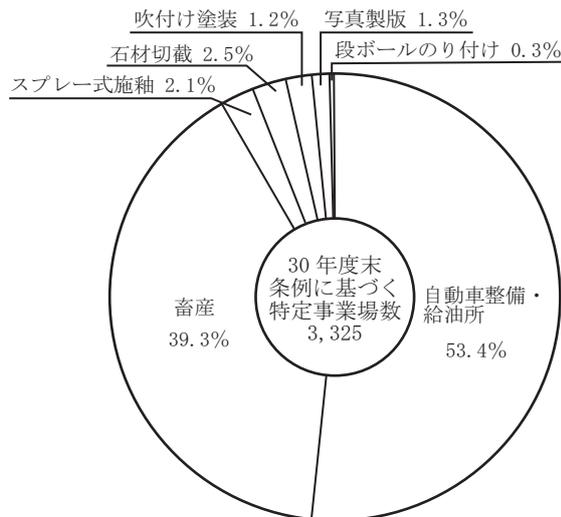
安心して健やかな生活環境で暮らす

図2-5-9 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



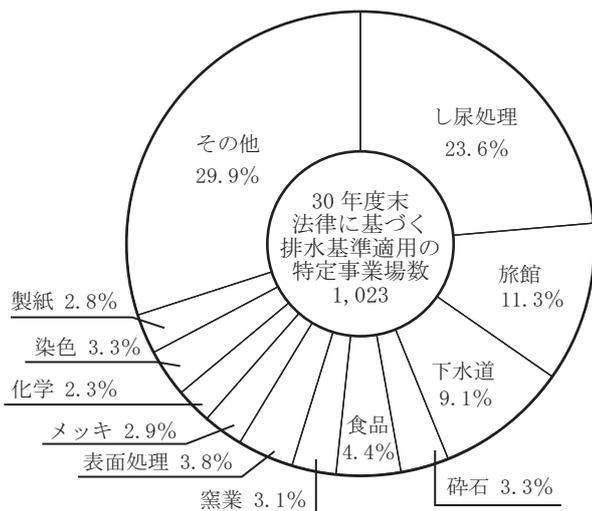
備考) 県環境管理課調べ

図2-5-10 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



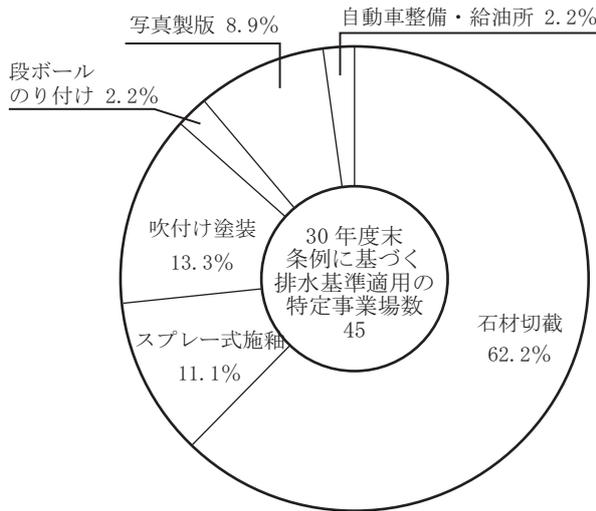
備考) 県環境管理課調べ

図2-5-11 法律に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-12 条例に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 水域別の特定事業場の状況

本県の特定事業場の数(「水質汚濁防止法」に基づくもの8,283件、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの3,325件、計11,608件)を水域別にみると、長良川水域31.4%、木曽川水域26.8%、揖斐川水域17.2%の順で多く、この3水域に約75.4%が集中しており、以下神通川(宮川)水域、庄内川(土岐川)水域、庄川水域、矢作川水域、九頭竜川水域の順となっている(資料29)。

○ 木曽川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、自動式車両洗浄・自動車整備、畜産の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○ 長良川水域

中流部の製紙(古紙再生)、電気めっき、岐阜市及びその周辺の製紙(古紙再生)、繊維(染色)、電気めっき等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、旅館、洗たく業の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○ 揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維（染色）、電気めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗淨・自動車整備、食品、旅館の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは畜産、自動車整備・給油所が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

○ 庄内川（土岐川）水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約23%を占めて最も多く、以下自動式車両洗淨・自動車整備、食品の順となっている。

「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産の順に多い。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

○ 矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

○ 神通川（宮川）流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めている。「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

○ 庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

○ 九頭竜川水域

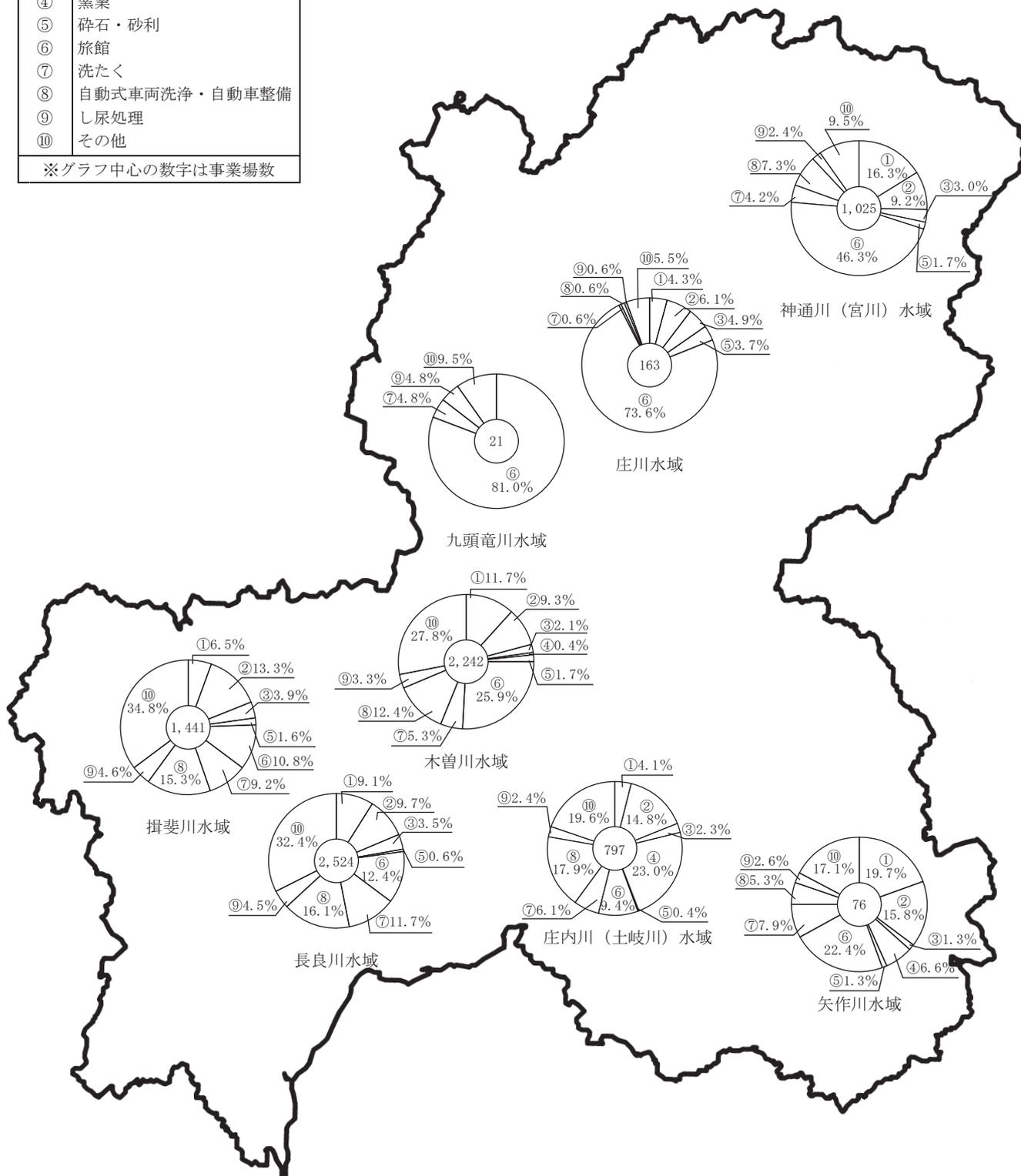
郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に基づく事業場として、旅館がある。

図2-5-13 水域別特定事業場の状況（法律に基づくもの）

（平成31年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	畜産
②	食品
③	生コン
④	窯業
⑤	砕石・砂利
⑥	旅館
⑦	洗たく
⑧	自動式車両洗浄・自動車整備
⑨	し尿処理
⑩	その他

※グラフ中心の数字は事業場数

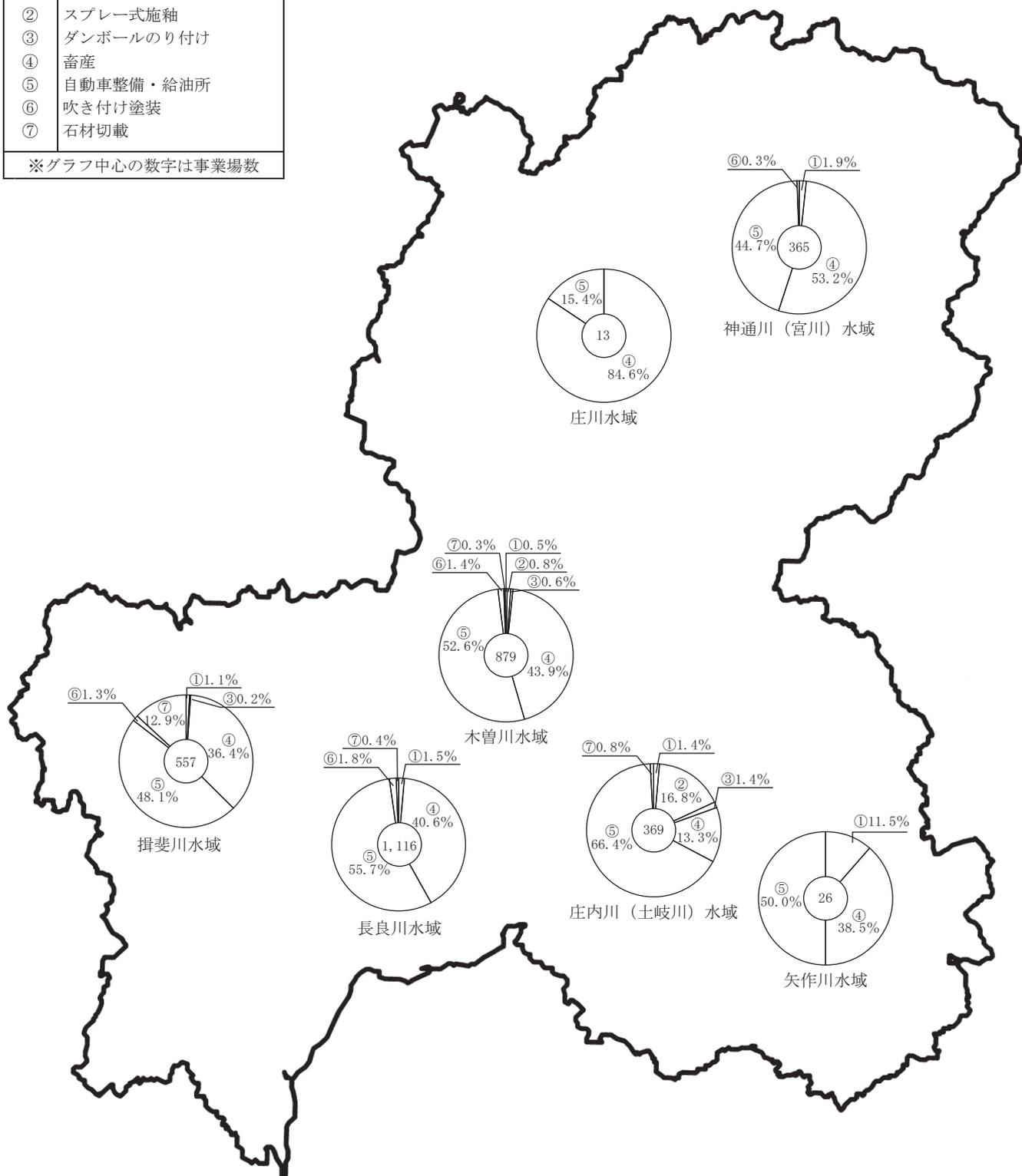


備考) 県環境管理課調べ

図2-5-14 水域別特定事業場の状況（条例に基づくもの）

（平成31年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	写真製版
②	スプレー式施釉
③	ダンボールのり付け
④	畜産
⑤	自動車整備・給油所
⑥	吹き付け塗装
⑦	石材切載
※グラフ中心の数字は事業場数	



備考) 県環境管理課調べ

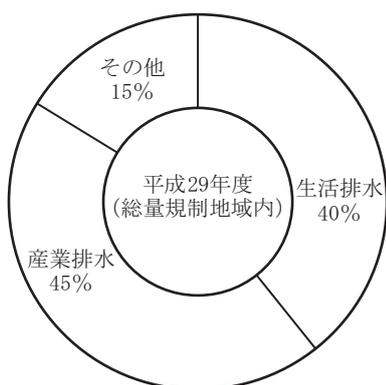
**(エ) 生活系排水による汚濁状況**

河川の水質汚濁の原因としては、工場・事業場等からの産業系排水、県民の日常生活による生活系排水、山林・農地等からの有機物等のその他系に分類される。

このうち産業系排水については、「水質汚濁防止法」等に基づく規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、平成29年度の汚濁負荷量（COD）は、昭和54年度を1としたとき0.40にまで減少した。一方、生活系排水については、下水道や浄化槽（合併処理浄化槽）の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少し、昭和54年度を1としたとき0.41にまで減少した。その結果、平成29年度の汚濁負荷量に占める割合は、生活系排水が40%となり、産業系排水の45%を下回っている。

し尿を単独処理浄化槽やくみ取りで処理している場合は、生活系排水のほとんどが未処理で河川に放流されているため、水質保全の上で、その対策が重要な課題となっている。

図2-5-15 河川の水質の汚濁割合（COD）



備考) 県環境管理課調べ

**ク 法令等による規制及び指導****(7) 濃度規制<環境管理課>**

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排水の多少を問わず、すべての特定事業場に排水基準が適用されている。また、pH、BOD等15項目の生活環境項目については、1日当たりの排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曾川水域等7水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を図っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50m<sup>3</sup>以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務などを主な内容としている。

**(イ) 水質総量規制<環境管理課>**

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、昭和54年以来7次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する87市町村（平成13年指定時）の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第7次総量削減計画に基づく本県の発生源別の平成29年度の実績は、表2-5-28のとおりであり、平成26年度削減目標を達成している。

また、平成29年6月には平成31年度を目標年度とする第8次総量削減計画を策定し、汚濁負荷のさらなる削減に努めている。

表2-5-28 発生源別削減目標量と平成29年度実績

区分	化学的酸素要求量(COD) (トン/日)			窒素含有量(トン/日)			りん含有量 (トン/日)		
	26年度削減目標	29年度実績	31年度削減目標	26年度削減目標	29年度実績	31年度削減目標	26年度削減目標	29年度実績	31年度削減目標
生活排水	14	13	12	8	8	7	0.9	0.8	0.8
産業排水	17	15	16	4	3	3	0.5	0.5	0.5
その他	6	5	6	19	19	19	0.7	0.6	0.6
合計	37	34	34	31	29	29	2.1	2.0	1.9

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るためには、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、平成30年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について907件(内岐阜市122件)の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表2-5-29のとおり8件の行政処分等を行った。

表2-5-29 特定事業場に対する行政処分状況

(平成30年度)

		行政処分等					
		一時停止命令(件)	改善命令(件)	改善勧告(件)	注意(件)	計(件)	
水質汚濁防止法	水質汚濁防止法	畜産					
		食品			1	1	
		染色・染毛			1	1(2)	2(2)
		製紙					
		出版・印刷					
		化学					
		生コン					
		窯業					
		砕石・砂利					
		機械・金属・鉄鋼			2	1	3
		表面処理					
		電気めっき				1	1
		旅館					
		洗たく				(1)	(1)
		自動式車両洗浄施設					
	し尿処理				1(2)	1(1)	
	下水道				(1)	(1)	
	試験研究						
	その他						
	小計			4	4(6)	8(6)	
県公害防止条例	写真製版						
	スプレー式施釉						
	段ボールのり付け						
	畜産						
	自動車整備・給油所						
	吹付け塗装						
	石材切截						
	小計						

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ( ) 内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(イ) 産業系排水対策の推進

○ 伊勢湾富栄養化対策<環境管理課>

伊勢湾等の閉鎖性水域においては、窒素、りん等の栄養塩類の流入により富栄養化し、プランクトン等が異常に繁殖していわゆる赤潮が発生するなど、水質を悪化させ、漁業被害等を引き起こしている。

このため、化学的酸素要求量（COD）に係る水質総量規制に加えて、富栄養化の原因物質である窒素、りん等の栄養塩類についても削減を図るため、愛知県、三重県、名古屋市と協調し、平成8年12月に改定した「伊勢湾富栄養化対策指導指針」に基づき削減指導を実施してきた。

しかし、窒素含有量及びりん含有量を削減対象とする第5次水質総量規制制度が導入されたことから、平成16年度からは、法規制に移行して削減対策を推進している。

○ 湖沼富栄養化対策<環境管理課>

湖沼においては、水が滞留しやすいため、窒素、りん等の栄養塩類の流入により富栄養化が進み、淡水赤潮やアオコの発生、水産被害及び水道のろ過障害・異臭味等の問題が全国的に起きている。

このため、昭和60年5月に「水質汚濁防止法施行令」等の改正により、特定事業場に対して、りん及び窒素の規制が行われることになった。県内では、資料34のとおり一定要件を備える25湖沼の流域に立地する1日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対し窒素又はりんの排水基準が適用されている。

○ ゴルフ場の環境保全対策<農産園芸課・環境管理課>

「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」（以下「規則」という。）等に基づき、県内38のゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施し、新たに55名の農薬管理指導士を認定した。

また、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、環境庁（当時）は平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定した。

この規則に基づき立入調査を実施するとともに、自主的な排出水の農薬濃度検査の実施を指導している。

(オ) 生活排水対策（ブルーリバー作戦）<環境管理課>

○ ブルーリバー作戦の推進

生活排水対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」、「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓発活動、実践活動及び関連事業を展開している。

○ 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地域として指定することとされている。

このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-5-30のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-5-30 生活排水対策重点地域の指定状況

指定年月日	生活排水対策重点地域	
	指定流域	指定市町村(平成31年3月末現在)
H3. 9. 3	長良川上流域及び和良川流域	郡上市(旧 八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)
H4. 3. 31	長良川中流域及び加茂川流域	関市(旧 関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村)、美濃市、山県市(旧 高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町、富加町、美濃加茂市(6市町)
H5. 1. 12	長良川下流域及び新境川流域	岐阜市(旧 岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧 穂積町・巢南町)、本巣市(旧 本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町、笠松町、安八町、北方町(9市町)
H6. 3. 1	可児川流域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)

H7. 3. 28	杭瀬川流域	大垣市、神戸町、池田町（3市町）
H12. 3. 31	白川流域	白川町、東白川村、中津川市（旧加子母村）（3市町村）
	牧田川流域	養老町、大垣市（旧上石津町）、関ヶ原町（3市町）
H13. 3. 30	馬瀬川流域	高山市（旧清見村）、下呂市（旧金山町・馬瀬村）（2市）
		29市町村

備考) 県環境管理課調べ

(カ) 下水道等の整備

○ 下水道の整備<下水道課>

【概況】

「清流と自然を守る岐阜県」の実現を目指して、豊かで美しい水を将来にわたって守り、県民すべてが快適で衛生的な生活を営めるように、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の効率的な整備を推進しており、平成30年度末の汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合）は92.4%となっている。

【流域別下水道整備総合計画】

流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曾川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、伊勢湾に窒素及びリンの環境基準が定められたことを受け、木曾川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において窒素及びリンを考慮した流総計画を新たに策定し、平成22年度に国土交通大臣の同意を得た。また、神通川流域における流総計画を策定し、平成27年度に国土交通大臣の同意を得た。

【流域下水道】

本県唯一の流域下水道である木曾川右岸流域下水道は、木曾川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町（平成31年3月31日現在）を対象とする区域の流域関連公共下水道から出る汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

計画の規模 計画処理区域面積 16,773ha  
 計画処理人口 466,200人  
 計画処理能力 242,000m<sup>3</sup>/日

排除方式 分流式（汚水のみ）

処理方式 （標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法）＋急速砂ろ過

木曾川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、平成30年度末には約11,700haで約37万人分の処理を行っている。

【公共下水道】

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことに始まり、現在、処理を開始しているのは、表2-5-31のとおり42市町村中38市町村である。

平成30年度末の下水道処理人口普及率（公共下水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対する割合）は76.4%となっている。

安全で健やかな生活環境で暮らす

表2-5-31 下水道処理人口普及率

(平成31年3月末現在)

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)	市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)
岐阜市	409.0	383.3	93.7	笠松町	22.2	19.7	88.6
大垣市	161.3	144.0	89.3	養老町	28.9	6.8	23.6
高山市	87.8	74.4	84.6	垂井町	27.4	16.8	61.4
多治見市	110.6	105.1	95.0	関ヶ原町	7.1	5.8	81.4
関市	88.5	77.4	87.4	神戸町	19.3	13.6	70.6
中津川市	78.5	45.3	57.7	輪之内町	9.7	8.0	81.8
美濃市	20.6	15.2	73.8	安八町	15.0	15.0	100.0
瑞浪市	37.4	27.0	72.0	揖斐川町	21.1	3.7	17.3
羽島市	67.7	32.2	47.6	大野町	23.0	—	—
恵那市	50.2	29.9	59.6	池田町	23.9	14.7	61.4
美濃加茂市	57.0	51.6	90.6	北方町	18.4	18.4	100.0
土岐市	58.4	49.3	84.4	坂祝町	8.3	5.7	69.5
各務原市	147.9	119.6	80.9	富加町	5.7	3.5	61.4
可児市	102.1	97.1	95.1	川辺町	10.3	9.9	96.3
山県市	27.2	13.3	48.7	七宗町	3.8	—	—
瑞穂市	54.7	4.1	7.5	八百津町	11.0	8.4	76.7
飛騨市	24.0	18.8	78.2	白川町	8.2	—	—
本巣市	34.3	7.3	21.2	東白川村	2.2	—	—
郡上市	41.6	24.0	57.7	御嵩町	18.3	13.8	75.5
下呂市	32.2	21.3	66.2	白川村	1.6	1.4	87.1
海津市	34.5	26.0	75.3	岐阜県計	2,036.7	1,555.5	76.4
岐南町	25.7	24.2	94.3				

備考) 県下水道課調べ

○ 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課>

農村地域の農業用排水路の水質保全、農村環境の改善を図るため、平成29年度までに28市町で農業集落排水処理施設が整備され、人口普及率は100%となっており、県下の農業集落排水施設は完了している。

○ 浄化槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、浄化槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表2-5-32のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成5年度に補助対象を10人槽から50人槽とし、平成12年度には窒素・リンを処理する高度処理型を補助対象にするなど対象枠を拡大し、浄化槽の一層の普及促進を図っている。さらに、平成18年度には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費を補助対象とした。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査(浄化槽法第11条)の実施状況は、表2-5-33のとおりである。

浄化槽の設置状況は、図2-5-16のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表2-5-32 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況

(平成30年度)

県事務所等	設置主体	設置基数	県事務所等	設置主体	設置基数	県事務所等	設置主体	設置基数
岐阜	羽島市	103	揖斐	揖斐川町	6	中濃	関市	1
	各務原市	52(5)		大野町	250(162)		美濃市	2
	山県市	14		池田町	19		郡上市	0
	瑞穂市	214	可茂	美濃加茂市	18	東濃	多治見市	0
	本巣市	57(4)		可児市	5		瑞浪市	31(3)

西濃	大垣市	33(2)	可茂	坂祝町	3	東濃	土岐市	9
	海津市	8		富加町	0	恵那	中津川市	66(1)
	養老町	90(20)		川辺町	0		恵那市	70
	垂井町	10		七宗町	9(1)	飛驒	高山市	14
	関ヶ原町	1		八百津町	5		飛驒市	1
	神戸町	3		白川町	18(4)		下呂市	9
	安八町	0		東白川村	6	岐阜市		54(12)
	輪之内町	1		御嵩町	4(1)	合計	1,186 (215)	

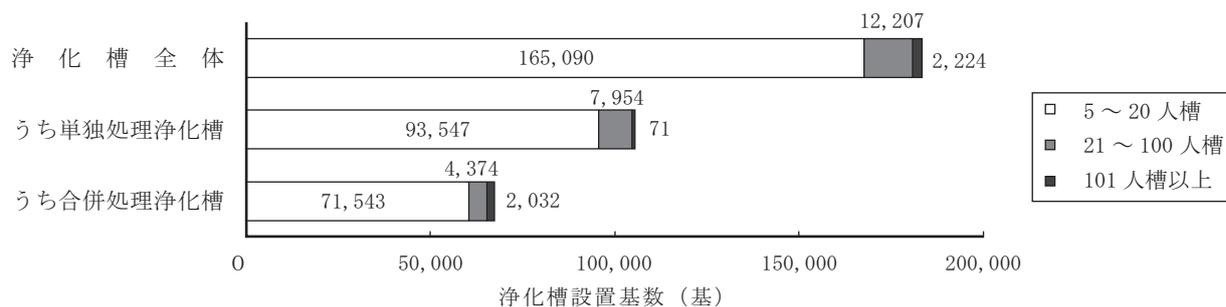
備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
2 ( )は単独処理浄化槽撤去費補助件数

表2-5-33 法定検査(11条)実施状況 (平成29年度)

人槽別	5~10	11~50	51~500	501~	合計
検査対象基数(基)	143,898	14,836	3,546	317	162,597
検査実施数(基)	139,454	13,827	3,377	312	156,970
検査実施率(%)	96.91	93.20	95.23	98.42	96.54
検査結果	適正	133,307	12,237	2,728	148,544
	不適正	6,147	1,590	649	8,426

備考) 県廃棄物対策課調べ

図2-5-16 浄化槽の設置状況 (平成30年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

ケ 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課>

(7) ぎふクリーン農業の推進及びPR

県民への安全・安心な農産物の提供や環境への負荷低減に向けて、従来の農業生産に比べて化学肥料及び化学合成農薬をそれぞれ30%以上削減する「ぎふクリーン農業」を推進し、平成30年度末の登録面積は16,718ha、県内農作物作付面積の約3分の1を占めるに至った。

また、ぎふクリーン農業により生産された農産物(ぎふクリーン農産物)について、イベント等でのPR、各種ホームページ等を通じPRを行い、県民・消費者への周知と販売の拡大を図った。

表2-5-34 ぎふクリーン農業生産登録面積、生産登録件数の推移

年 度	H11	H16	H21	H27	H28	H29	H30
生産登録面積 (ha)	209	5,178	12,337	16,257	16,002	17,136	16,718
県内農作物作付面積に占める割合 (%)	0.4	9	24	32	32	35	34
生産登録件数	29	1,134	932	688	653	615	523

備考) 1 県農産園芸課調べ  
2 作付面積=農林統計の農作物作付延べ面積、平成30年度ぎふクリーン農業生産登録面積は平成31年2月末現在

安心して健やかな生活環境を暮らし

**(イ) IPM技術の開発**

県内の主要品目（トマト、いちご）の難防除病害に対する化学合成農薬の適正使用と代替技術（生物的、物理的、耕種的）体系を組み合わせた総合的病害虫管理技術の開発を進め、ぎふクリーン農業の推進を図った。

**(ウ) 残留農薬自主検査の実施**

（一社）ぎふクリーン農業研究センターでは、検査依頼のあった852検体の農産物について、残留農薬検査を実施した。

また、ぎふクリーン農業生産登録又は生産登録更新に必要な残留農薬の自主検査の実施に対し、102件の検査費用の助成を行った。

**(I) GAP（農業生産工程管理）導入の推進**

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産工程全体のリスクを管理し、適正な農業生産を実践する「GAP」を推進するために、農業者・産地に対する研修会や農業普及指導員を対象としたGAP指導者養成講座を開催するなどの取組みにより、県内63生産組織においてGAPが導入された。

**(2) 土壌、地下水保全の推進<環境管理課>****ア 地下水保全の総合対策**

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

**イ 地下水質の保全対策<環境管理課>**

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

平成30年度に実施した地下水概況調査において、環境基準超過が判明した井戸（資料27）については、この要綱に基づき、汚染原因及び汚染範囲の調査等、必要な対策を実施した。

また、事業者の自主管理体制を確立するため、事業者が行うべき自主管理全般の手引き「有害物質使用事業者のための自主管理マニュアル」に基づき、事業者を指導している。

平成24年6月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、立入検査等において基準に適合するよう指導している。

**ウ 土壌汚染対策法の施行<環境管理課>**

土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図るため「土壌汚染対策法」が平成15年2月から施行されている（図2-5-17）。

平成30年度末現在、県内で「指定区域（土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない区域）」に指定されている区域は27件である（表2-5-35）。

また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壌汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

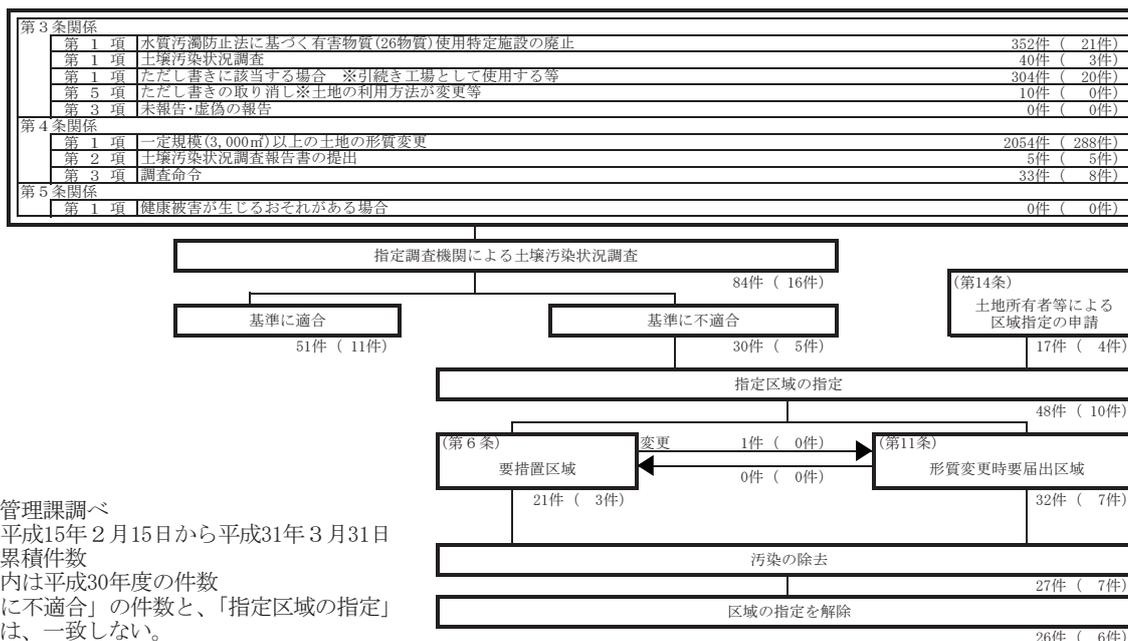
**エ 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の施行<環境管理課>**

産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生への不安を与えている。

埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止し、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保するため、平成19年4月1日より「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を施行した。

図2-5-17 土壌汚染対策法の施行状況

(平成15年2月15日～平成31年3月31日)



- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 件数は平成15年2月15日から平成31年3月31日までの累積件数  
 3 ( )内は平成30年度の件数  
 4 「基準に不適合」の件数と、「指定区域の指定」の件数は、一致しない。

表2-5-35 土壌汚染対策法に基づく指定区域

(平成31年3月末現在)

	指定年月日	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	H26. 6. 17 岐阜県告示第445号	多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H29. 11. 17 岐阜県告示第515号	多治見市(平和町1・4・5丁目地先)	砒素及びその化合物	第14条
	H30. 8. 10 岐阜県告示第397号	恵那市武並町竹折字折坂199番130の一部 他	鉛及びその化合物	第14条
	H30. 9. 28 岐阜県告示第482号	大垣市神田町2丁目1番3の一部 他	ベンゼン、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第14条
形質変更時 要届出区域	H17. 7. 29 岐阜県告示第595号	土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H17. 10. 21 岐阜県告示第771号	関市常盤町27番地の一部	ほう素及びその化合物、シアン化合物	第3条
	H21. 8. 28 岐阜県告示第511号	関市平賀町1丁目63-2 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H22. 2. 16 岐阜市告示第535号	岐阜市水海道2丁目1-10	テトラクロロエチレン	第3条
	H22. 3. 26 岐阜市告示第593号	岐阜市早田町1丁目24	テトラクロロエチレン	第3条
	H23. 12. 16 岐阜県告示第598号	土岐市下石町字西山304番2の一部	砒素及びその化合物、鉛及びその化合物	第4条
	H24. 6. 29 岐阜県告示第299号	多治見市小田町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条
	H24. 10. 12 岐阜市告示第371号	岐阜市祈年町4丁目1番地 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
	H25. 10. 11 岐阜県告示第475号	関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	H27. 3. 10 岐阜県告示第149号	関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H27. 4. 3 岐阜県告示第246号	土岐市下石町字西山304番地984の一部	砒素及びその化合物	第4条
	H27. 12. 15 岐阜県告示第706号	関市小屋名字上中島420番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H28. 1. 8 岐阜県告示第4号	下呂市幸田字幸の瀬1162番の一部 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 2. 24 岐阜県告示第78号	各務原市蘇原三柿野町字宮裏187番の一部 他	鉛及びその化合物	第4条
	H29. 7. 28 岐阜県告示第397号	恵那市長島町永田字羽白440番3 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 10. 13 岐阜県告示第463号	中津川市千旦林字鍛冶屋平643番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第4条
	H30. 7. 3 岐阜県告示第352号	中津川市千旦林字鍛冶屋平643番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第3条
	H30. 8. 10 岐阜県告示第398号	恵那市武並町竹折字折坂199番54の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
	H30. 9. 28 岐阜県告示第484号	大垣市神田町2丁目1番3の一部 他	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物	第14条
	H30. 9. 28 岐阜県告示第485号	多治見市東町1丁目9番3の一部	ふっ素及びその化合物	第3条
	H30. 10. 9 岐阜県告示第500号	加茂郡坂祝町酒倉字南高見2353番1の一部 他	トリクロロエチレン	第14条
	H31. 3. 1 岐阜県告示第99号	多治見市前畑町5丁目8番1の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	H31. 3. 26 岐阜県告示第190号	各務原市(那加官有地無番地の一部)	鉛及びその化合物	第4条

備考) 県環境管理課調べ

オ 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。

貸し出している浄化機材は、土壌ガス吸引装置(1台)、地下水浄化装置(2台)である。

表 2-5-36 整備した環境浄化機材

(平成31年3月末現在)

環境浄化機材の種類	浄化機材の特徴	貸出先
土壌ガス吸引装置	土壌中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富加町の事業者
地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばっ気することにより除去対象物質を水中から空気に移行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美濃加茂市 土岐市の事業場跡地の土地所有者

備考) 県環境管理課調べ

**カ 農作物及び農用地におけるカドミウム調査<農産園芸課>**

農作物及び農用地土壌の安全性を確認するため、県内17市町28箇所ですべてのカドミウム含有量調査を実施した。その結果はすべて国内基準値を下回り安全性に問題はなかった。

**キ 土地売買等に伴う事前届出制度の実施<治山課>**

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、平成30年度末現在、県内の22市町村、252箇所、51,608.68haの森林を水源地域に指定している。水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の30日前までに届出を義務付ける制度により、届出に対して、土地の利用の方法等に関する助言を行った。

平成30年度の届出実績は11件。

**ク 間伐の推進<森林整備課>【再掲】**

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

平成30年度の環境保全林における間伐実施面積は1,615ha（間伐実施面積7,351haの内数）であった。

**ケ 治山事業を通じた水源かん養機能の保全<治山課>**

森林の水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施している。

**コ 瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策<環境管理課>**

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。

県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排水水等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。

平成30年度に、県が実施した排水水等の測定結果は表2-5-37のとおりである。

表 2-5-37 瑞浪超深地層研究所排水水等の測定結果（主な項目）

測定項目		管理目標値	H30.6.18採取	H30.9.25採取
排水水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.4mg/l	0.4mg/l
	ほう素	1mg/l以下	0.50mg/l	0.50mg/l
放流先河川水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.2mg/l	0.2mg/l
	ほう素	1mg/l以下	0.23mg/l	0.27mg/l

備考) 県環境管理課調べ

**3 大気環境の保全**

**(1) 汚染発生源の抑制<環境管理課>**

**ア 概況**

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などにより引き起こされる。

平成30年度の主な大気汚染物質の状況を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準に基づく短期的評価、長期的評価を達成した。

浮遊粒子状物質については、1測定局で環境基準の短期的評価を達成できなかった。

光化学オキシダントについては、すべての測定局において環境基準を超える日が見られ、その頻度は平成29年度と比較すると概ね減少した。また、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を中濃地域に1回、西濃・羽島地域に2回、東濃西部地域に3回発令し、光化学スモッグ注意報を東濃西部地域に1回発令した。

**イ 大気汚染物質の状況**

大気汚染に係る環境基準は、資料11(1)のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシ

ダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている（有害大気汚染物質を除く）。

(7) 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質である。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

二酸化硫黄について17測定局で測定した結果は、表2-5-38及び資料12のとおりであり、これらを平成29年度と比較すると、横ばいの状況にある。年平均値は、羽島測定局の0.005ppmが最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表2-5-38 二酸化硫黄の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた日数と その割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	長期的 評価の 適否 適○ 否×	平成29年度		
					時間	%	日	%					年平均値 (ppm)	長期的 評価 の適否	
岐阜	岐阜中央	365	8639	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	無	○	0.001	○	
	岐阜南部	365	8641	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	無	○	0.001	○	
	岐阜北部	364	8640	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○	
	各務原	363	8700	0.004	0	0.0	0	0.0	0.019	0.007	無	○	0.005	○	
	本巣	363	8676	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.003	無	○	0.001	○	
	平均				0.001									0.002	
西濃・羽島	羽島	358	8594	0.005	0	0.0	0	0.0	0.020	0.010	無	○	0.005	○	
	大垣中央	363	8674	0.002	0	0.0	0	0.0	0.033	0.005	無	○	0.002	○	
	大垣南部	360	8666	0.003	0	0.0	0	0.0	0.028	0.010	無	○	0.003	○	
	大垣西部	362	8690	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	無	○	0.002	○	
	平均				0.003									0.003	
可茂	美濃加茂	352	8489	0.003	0	0.0	0	0.0	0.028	0.007	無	○	0.004	○	
中濃	関	364	8698	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	無	○			
東濃西部	笠原	363	8693	0.004	0	0.0	0	0.0	0.014	0.007	無	○	0.005	○	
	瑞浪	362	8673	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	無	○	0.002	○	
	平均				0.003									0.004	
諏・神	中津川	362	8661	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	無	○	0.001	○	
下呂	下呂	363	8669	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.000	○	
飛騨	高山	363	8689	0.002	0	0.0	0	0.0	0.008	0.004	無	○	0.003	○	
乗鞍		360	8634	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	無	非適用	0.000	非適用	
県平均				0.002										0.002	

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。  
 3 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μm(μm=千分の1mm)以下のものをいう。自動車の排ガスや工場からのばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがある。

浮遊粒子状物質について22測定局(自動車排出ガス測定局4局を含む。)で測定した結果は、表2-5-39及び資料13のとおりである。

年平均値は、大垣中央測定局及び土岐自排局の0.020mg/m<sup>3</sup>が最も高かった。環境基準については、大垣南部測定局において短期的評価が達成できなかったが、長期的評価についてはすべての測定局で達成した。

表2-5-39 浮遊粒子状物質の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数と その割合		1時間値 の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値 の2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	長期的 評価の 適否 適○ 否×	平成29年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	長期的 評価 の適否
	岐阜中央	365	8682	0.014	0	0.0	0	0.0	0.107	0.036	無	○	0.013	○

岐阜	岐阜南部	365	8684	0.013	0	0.0	0	0.0	0.104	0.033	無	○	0.013	○
	岐阜北部	364	8687	0.012	0	0.0	0	0.0	0.127	0.033	無	○	0.011	○
	各務原	333	8026	0.014	0	0.0	0	0.0	0.081	0.039	無	○	0.013	○
	本巣	363	8704	0.016	0	0.0	0	0.0	0.086	0.044	無	○	0.016	○
	平均			0.014									0.013	
西濃・羽島	羽島	329	7900	0.019	0	0.0	0	0.0	0.091	0.047	無	○	0.017	○
	大垣中央	363	8709	0.020	0	0.0	0	0.0	0.096	0.046	無	○	0.018	○
	大垣南部	361	8655	0.019	2	0.0	0	0.0	0.230	0.048	無	○	0.019	○
	大垣西部	360	8694	0.018	0	0.0	0	0.0	0.070	0.043	無	○	0.017	○
	大垣赤坂	351	8573	0.016	0	0.0	0	0.0	0.107	0.039	無	○	0.025	○
	平均			0.018									0.019	
可茂	美濃加茂	353	8520	0.014	0	0.0	0	0.0	0.129	0.043	無	○	0.014	○
中濃	関	359	8635	0.014	0	0.0	0	0.0	0.076	0.040	無	○		
東濃西部	笠原	363	8697	0.014	0	0.0	0	0.0	0.104	0.040	無	○	0.010	非適用
	瑞浪	363	8713	0.015	0	0.0	0	0.0	0.104	0.037	無	○	0.013	○
	平均			0.015									0.013	
諏・中割	中津川	363	8712	0.015	0	0.0	0	0.0	0.109	0.041	無	○	0.014	○
下呂	下呂	363	8710	0.012	0	0.0	0	0.0	0.063	0.030	無	○	0.011	○
飛騨	高山	363	8698	0.008	0	0.0	0	0.0	0.081	0.022	無	○	0.008	○
	乗鞍	332	8229	0.004	0	0.0	0	0.0	0.080	0.014	無	非適用	0.006	非適用
	県平均			0.015									0.015	
	岐阜明德自排	341	8134	0.017	0	0.0	0	0.0	0.113	0.038	無	○	0.016	○
	大垣自排	362	8688	0.019	0	0.0	0	0.0	0.077	0.040	無	○	0.018	○
	可児自排	363	8708	0.016	0	0.0	0	0.0	0.086	0.045	無	○	0.016	○
	土岐自排	363	8705	0.020	0	0.0	0	0.0	0.178	0.048	無	○	0.020	○

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

### (ウ) 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがある。

二酸化窒素について19測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定した結果は、表2-5-40、資料14及び資料15のとおりである。平成29年度と比較すると、横ばいの傾向にある。

年平均値は、土岐自動車排出ガス測定局の0.015ppmが最も高く、一般環境測定局においては、岐阜南部測定局の0.010ppmが最も高い。

環境基準については、長期的評価に基づく環境基準をすべての測定局で達成した。

表2-5-40 二酸化窒素の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価の適否 適○ 否×	平成29年度	
					日	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	365	8637	0.008	0	0.0	0	0.000	0.049	0.015	○	0.008	○
	岐阜南部	365	8639	0.010	0	0.0	0	0.000	0.050	0.021	○	0.010	○
	岐阜北部	354	8426	0.005	0	0.0	0	0.000	0.031	0.012	○	0.006	○
	各務原	320	7676	0.006	0	0.0	0	0.000	0.032	0.014	○	0.007	○
	本巣	363	8670	0.006	0	0.0	0	0.000	0.057	0.014	○	0.008	○
	平均			0.007								0.008	
西濃	羽島	356	8556	0.008	0	0.0	0	0.000	0.053	0.017	○	0.009	○
	大垣中央	363	8690	0.008	0	0.0	0	0.000	0.037	0.018	○	0.010	○

・羽島	大垣南部	361	8662	0.008	0	0.0	0	0.000	0.047	0.017	○	0.009	○
	平均			0.008								0.009	
可茂	美濃加茂	357	8552	0.006	0	0.0	0	0.000	0.039	0.012	○	0.006	○
中濃	関	364	8695	0.006	0	0.0	0	0.000	0.028	0.013	○		
東濃西部	笠原	364	8695	0.006	0	0.0	0	0.000	0.028	0.013	○		
恵那・中津川	中津川	363	8673	0.007	0	0.0	0	0.000	0.042	0.014	○	0.007	○
下呂	下呂	363	8673	0.002	0	0.0	0	0.000	0.021	0.007	○	0.003	○
飛騨	高山	364	8693	0.006	0	0.0	0	0.000	0.041	0.018	○	0.007	○
乗鞍		350	8407	0.001	0	0.0	0	0.000	0.009	0.002	非適用	0.001	非適用
県平均				0.007								0.007	
岐阜明德自排		341	8095	0.009	0	0.0	0	0.000	0.050	0.016	○	0.009	○
大垣自排		363	8677	0.011	0	0.0	0	0.000	0.047	0.021	○	0.011	○
可児自排		363	8675	0.011	0	0.0	0	0.000	0.042	0.020	○	0.012	○
土岐自排		363	8674	0.015	0	0.0	0	0.0	0.050	0.027	○	0.017	○

備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm~0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。  
 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

(I) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

光化学オキシダントについて15測定局で測定した結果は、表2-5-41、図2-5-18及び資料16のとおりであり、いずれの測定局においても環境基準を達成できていない。

昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値が最も高かったのは、笠原測定局の0.145ppmである。昼間の年平均は平成29年度と比較すると横ばいであったが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は平成29年度と比較すると減少した。

なお、平成30年度は、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を中濃地域に1回、西濃・羽島地域に2回、東濃西部地域に3回発令し、光化学スモッグ注意報を東濃西部地域に1回発令した（資料17）。

図2-5-18 光化学オキシダントの環境基準を超えた日数の割合の経年変化

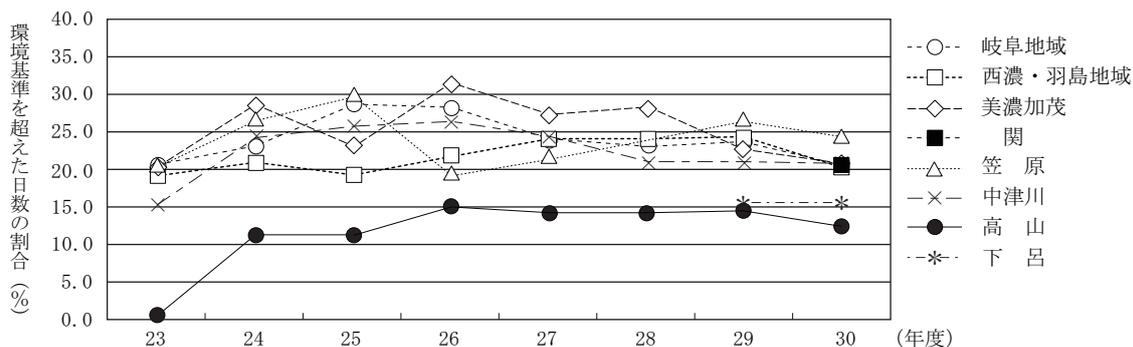


表2-5-41 光化学オキシダントの測定結果

地域	測定局名	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準の適否 適○ 否×	平成29年度	
					日	%	時間	%				昼間年平均値 (ppm)	環境基準の適否
岐阜	岐阜中央	365	5395	0.035	73	20.0	402	7.5	0.113	0.050	×	0.035	×
	岐阜南部	365	5395	0.034	80	21.9	417	7.7	0.106	0.049	×	0.034	×
	岐阜北部	365	5401	0.034	69	18.9	376	7.0	0.111	0.048	×	0.034	×
	各務原	347	5107	0.036	73	21.0	399	7.8	0.110	0.050	×	0.035	×
	本巣	363	5393	0.035	73	20.1	430	8.0	0.113	0.050	×	0.035	×
平均				0.035								0.035	

西濃・羽島	羽島	334	4951	0.033	65	19.5	351	7.1	0.113	0.048	×	0.034	×
	大垣中央	365	5440	0.035	75	20.5	397	7.3	0.119	0.049	×	0.038	×
	大垣南部	349	5153	0.034	72	20.6	385	7.5	0.102	0.048	×	0.033	×
	平均			0.034								0.035	
可茂	美濃加茂	361	5350	0.032	79	21.9	394	7.4	0.124	0.048	×	0.032	×
中濃	関	362	5390	0.032	76	21.0	432	8.0	0.113	0.049	×		
東濃西部	笠原	346	5136	0.034	84	24.3	460	9.0	0.145	0.050	×	0.034	×
恵那・中津	中津川	364	5407	0.031	76	20.9	419	7.7	0.129	0.048	×	0.031	×
下呂	下呂	365	5438	0.034	59	16.2	324	6.0	0.098	0.046	×	0.035	×
飛騨	高山	326	4854	0.033	42	12.9	261	5.4	0.086	0.045	×	0.033	×
乗鞍		363	5419	0.045	80	22.0	583	10.8	0.098	0.052	非適用	0.047	非適用
県平均				0.034								0.034	

備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。  
 3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であることを示す。  
 4 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は大部分が自動車によるものである。  
 一酸化炭素について、2測定局で測定した結果は、表2-5-42及び資料18に示すとおりである。年平均値0.3ppmで、環境基準に基づく長期的評価を達成した。

表2-5-42 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	長期的評価の適否	平成29年度	
				回数	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
岐阜明德自排	298	7,081	0.3	0	0.0	0	0.0	1.2	0.4	○	0.3	○
土岐自排	363	8,675	0.3	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0.3	非適用
県平均			0.3								0.3	

備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日数が、年間を通じて2%以下であることを示す。  
 3 県平均に、土岐自排局は含まない。

(カ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子(粒子の形で大気中に排出されたもの)と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中での化学反応により粒子化した二次粒子がある。県内の15測定局で測定した結果は、表2-5-43、資料21及び資料22のとおりである。

長期的評価に基づく環境基準は、すべての測定局で達成した。

また、下呂測定局及び羽島測定局において季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により微小粒子状物質の実態を把握した。その結果は資料23のとおりである

表2-5-43 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	日平均値の年間98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		長期基準の適否 適○ 否×	短期基準の適否 適○ 否×	長期的評価の適否 適○ 否×	平成29年度		
					日	%				年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	日平均値の年間98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	長期的評価の適否
岐	岐阜中央	351	9.9	26.8	1	0.3	○	○	○	8.6	22.9	○
	岐阜南部	352	11.7	30.9	4	1.1	○	○	○	11.9	27.0	○
	岐阜北部	351	11.2	30.5	2	0.6	○	○	○	10.9	24.0	○
	各務原	363	7.6	27.0	0	0.0	○	○	○	7.6	21.3	○
阜	本巣	363	10.4	26.9	0	0.0	○	○	○	10.2	24.8	
	平均		10.2							9.8		

安全で健やかな生活環境を暮らす

西濃・羽島	羽 島	357	9.6	27.6	1	0.3	○	○	○	9.9	25.3	○
	大垣中央	339	10.2	25.0	1	0.3	○	○	○	10.7	26.0	○
	平 均		9.9							10.3		
可茂	美濃加茂	356	8.5	28.9	0	0.0	○	○	○	9.4	25.4	○
中濃	関	363	8.3	19.3	0	0.0	○	○	○			
東濃西部	笠 原	363	8.9	27.1	2	0.6	○	○	○	9.6	23.9	○
恵・中瀬	中津川	362	11.4	27.0	2	0.6	○	○	○	11.4	25.5	○
下呂	下 呂	363	7.2	20.1	0	0.0	○	○	○	6.9	18.3	
飛騨	高 山	363	6.5	20.7	0	0.0	○	○	○	7.1	19.7	○
県 平 均			9.3							9.5		
可児自排		358	8.6	25.0	0	0.0	○	○	○	8.8	24.1	○
土岐自排		363	10.3	28.9	1	0.3	○	○	○	10.5	24.7	○

- 備考) 1 岐阜南部測定局は環境省大気中微小粒子状物質モニタリング試行事業で測定しており、当該測定データは環境省に帰属し、速報値であるため、確定値ではなく参考値として扱う。  
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり(長期基準)、かつ、日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である(短期基準)ことを示す。  
 3 県平均に、自動車排出ガス測定局は含まない。

#### (キ) 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも、特に非メタン炭化水素は光化学オキシダントの生成に深い関係があり、その多くは石油・石油化学製品を取り扱う工場・事業場や自動車から排出される。

炭化水素について、2測定局で測定した結果は、表2-5-44及び資料19のとおりである。

非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間測定値の年平均値は $0.10\text{ppmC}$ である。昭和51年8月17日中央公害対策審議会答申の指針値に照らしてみると、岐阜南部測定局において $0.20\text{ppmC}$ を超えた日は18日(4.9%)であり、 $0.31\text{ppmC}$ を超えた日は2日(0.5%)であった。

表2-5-44 炭化水素の測定結果

測定局名	測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9 時測定 日 数 (日)	6～9時3時間平均値			6～9時3時間平 均値が $0.20\text{ppmC}$ を超えた日数とその 割合		6～9時3時間平 均値が $0.31\text{ppmC}$ を超えた日数とその 割合		平成29年度	
					年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日	%	日	%	年平均値 (ppmC)	6～9時 3時間平 均値の年 平均値 (ppmC)
岐阜南部	非メタン	8,597	0.11	364	0.11	0.35	0.01	18	4.9	2	0.5	0.11	0.11
	メタン	8,597	1.96	364	1.97	2.12	1.82					1.95	1.95
	全炭化水素	8,597	2.07	364	2.08	2.38	1.84					2.06	2.06
本 巢	非メタン	8,048	0.08	339	0.09	0.23	0.03	3	0.9	0	0	0.09	0.10
	メタン	8,048	1.94	339	1.96	2.18	1.73					1.96	1.98
	全炭化水素	8,048	2.03	339	2.05	2.31	1.86					2.05	2.08

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 午前6時から9時までの3時間の測定値の平均値を示す。  
 3 指針値：光化学オキシダントの環境基準である1時間値 $0.06\text{ppm}$ に対する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、 $0.20\text{ppmC}$ から $0.31\text{ppmC}$ の範囲にある。

#### ウ 有害大気汚染物質の状況

科学技術の進展により、化学物質の開発・利用が盛んになり、多様な有害化学物質が大気環境中から検出されるようになっており、これらの物質の低濃度での長期暴露による発がん性等の健康影響が問題になっていることから、国が示す「有害大気汚染物質」のうち「優先取組物質」について監視を実施している。

一般環境地域3地点及び沿道地域2地点の計5地点において、ベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行った結果は、表2-5-45のとおりである。

ベンゼン等4物質については環境基準が、アクリロニトリル等9物質については指針値が設定されている(資料11)。これら13物質の主な発生源は次のとおりである。

##### (ア) ベンゼン

自動車の排出ガスが主な発生源とされている。

##### (イ) トリクロロエチレン

金属製品の洗浄剤などに使用されている。

##### (ウ) テトラクロロエチレン

クリーニングの洗浄剤などに使用されている。

(イ) ジクロロメタン

洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤などに使用されている。

(オ) アクリロニトリル

合成繊維、合成ゴムの製造原料などに使用されている。

(カ) 塩化ビニルモノマー

合成樹脂の製造原料などに使用されている。

(キ) 水銀及びその化合物

蛍光灯、温度計の製造原料などに使用されている。

(ク) ニッケル化合物

顔料、メッキ製品、電池の製造原料などに使用されている。

(ケ) クロロホルム

フロン類の原料、抽出溶媒などに使用されている。

(コ) 1, 2-ジクロロエタン

塩化ビニルモノマーの生成などに使用されている。

(サ) 1, 3-ブタジエン

合成ゴム、合成樹脂の製造原料などに使用されている。

(シ) ひ素及びその化合物

液晶用ガラス原料、化合物半導体・シリコン半導体材料、木材防腐剤などに使用されている。

(ス) マンガン及びその化合物

ステンレス、特殊鋼の脱酸及び添加材、非鉄金属の添加材及び溶接棒の被覆材用などに使用されている。

表2-5-45 有害大気汚染物質の測定結果(年平均値) (平成30年度)  
(単位:水銀、ニッケル、ひ素、ベリリウム、ベンゾピレン、マンガン、クロム ng/m<sup>3</sup>, それ以外 µg/m<sup>3</sup>)

測定物質	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣市役所東庁舎)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明德測定局)	
アクリロニトリル	0.014	0.01	0.0085			2
アセトアルデヒド	6.3	5.8	5.6	6.3	3.8	
塩化ビニルモノマー	0.013	0.011	0.0062			10
塩化メチル	1.3	1.2	1.3			
クロロホルム	0.15	0.17	0.19			18
酸化エチレン	0.067	0.078	0.073			
1, 2-ジクロロエタン	0.13	0.13	0.12			1.6
ジクロロメタン	1.1	1.2	1.4			150
水銀及びその化合物	1.9	1.8	1.7			40
トルエン	3.4	3.6	3.1	3.5	3.7	
テトラクロロエチレン	0.040	0.034	0.062			200
トリクロロエチレン	0.16	0.36	0.83			200
ニッケル化合物	0.85	0.69	0.51			25
ひ素及びその化合物	0.59	0.57	0.51			6
1, 3-ブタジエン	0.039	0.041	0.032	0.067	0.047	2.5
ベリリウム及びその化合物	0.0067	0.0045	0.004			
ベンゼン	0.63	0.66	0.62	0.80	0.74	3
ベンゾ[a]ピレン	0.10	0.079	0.11	0.090	0.098	
ホルムアルデヒド	2.3	2.3	1.9	2.3	1.8	
マンガン及びその化合物	12	5.4	4.1			140
クロム及びその化合物	1.1	1	0.8			
実施主体	県	岐阜市	岐阜市	県	岐阜市	

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 環境基準又は指針値の欄において、斜体字は指針値であることを示す。

## エ 規制措置

工場・事業場から発生する大気汚染物質及び自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」、「岐阜県公害防止条例」及び「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」に基づき次のような規制措置を実施している。

### (ア) ばい煙

「大気汚染防止法」では、ボイラー、乾燥炉をはじめ、32種類のばい煙発生施設に対して硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法律による規制の対象外となる小規模なボイラーなど4種類のばい煙発生施設に対して、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

#### ○ 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の排出規制は、K値規制である。次式のように、拡散理論式を用いて煙突による拡散効果を入れた許容排出量が定められる。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q：硫黄酸化物許容排出量 (Nm<sup>3</sup>/h)

K：K値 (地域ごとに定められる定数)

He：有効煙突高 (m)

拡散理論では、地表最大濃度は煙突からの汚染物質の排出量に比例し有効煙突高の二乗に反比例することから、有効煙突高を高くすれば排出量が大きくなっても地表濃度は上がらない。K値は地表最大濃度に関するパラメーターであり (最大着地濃度の約584倍の関係がある)、大気汚染防止法施行規則により地域ごとに定められ、K値が小さいほど厳しい規制となっている。

昭和43年12月以降8次にわたり規制が強化されており、本県におけるK値は11.5及び17.5を適用する。

#### ○ ばいじん

「大気汚染防止法」によるばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法規制による対象外のボイラー等2施設について排出口濃度を規制している。

#### ○ 有害物質

「大気汚染防止法」では、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物を有害物質として指定し、これらの物質を含有する燃原料を使用しているばい煙発生施設に対し、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制している。このうち窒素酸化物については、昭和48年8月以降5次にわたり規制の強化が図られている。

「岐阜県公害防止条例」においては、活性炭反応炉等5施設に係る亜鉛等2物質について排出口濃度を規制している。

### (イ) 粉じん

#### ○ 特定粉じん

「大気汚染防止法」では、特定粉じんとして石綿 (アスベスト) が指定され、一定規模以上の解綿用機械、混合機等9施設の特定粉じん発生施設に対し、敷地境界における濃度規制を行っている。

また平成8年5月に「大気汚染防止法」の改正に伴い、「特定粉じん排出等作業」を指定し、作業基準を設け規制を行っている。

「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」が平成17年10月6日公布、11月1日から施行され、大気汚染防止法による規制対象の規模未満施設等に関する規制を実施している。

平成18年3月1日から、「大気汚染防止法」による特定粉じん発生等作業に係る建築物の規模要件が撤廃され全ての建築物について規制の対象となっている。

また、同2月10日「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が公布され、特定粉じん排出等作業の対象に建築物のみでなく工作物も含まれることとなっている。

#### ○ 一般粉じん

「大気汚染防止法」では、特定粉じん以外の一般粉じんについて、一定規模以上のコークス炉、堆積場等5施設について構造等に関する基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、樹脂加工等7種類の一般粉じん発生施設に対して、特定物質の排出基準を定め規制し、コンベア等14種類の一般粉じん発生施設及び吹付塗装作業については、構造等に関する基準を定め規制している。

### (ウ) 揮発性有機化合物

「大気汚染防止法」では、乾燥施設、塗装施設をはじめ、9種類の揮発性有機化合物排出施設に対して揮発性

有機化合物の量の排出基準を定め規制している。

(I) 水銀

「大気汚染防止法」では、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設に対して水銀の排出基準を定め規制している。

オ 監視測定

大気環境の状況については、18箇所の一般環境大気測定局（土岐測定局については、平成23年12月で測定終了）と4箇所の自動車排出ガス測定局において常時監視（24時間測定）を行っており、測定地点及び測定項目は、表2-5-46のとおりである。

昭和57年4月から、「大気環境監視テレメータシステム」を整備し、各測定局を回線等で結ぶことにより大気環境の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、緊急時における迅速な対応を図る体制を整えている。

これらの常時監視測定局による監視測定を補完するため、平成30年度は、大気環境測定車「あおぞら」による一般環境調査を揖斐川町、川辺町、恵那市、郡上市において延べ26週にわたって行った。測定結果は資料24のとおりである。

表2-5-46 大気環境常時監視測定局及び測定項目 (平成31年3月末現在)

種別	地域	測定局名	設置場所	測定項目							設置主体	
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素		風向風速
一般環境大気測定局	岐阜	岐阜中央	岐阜市八ツ寺町1-7（市役所八ツ寺別館）	○	○	○	○		○		○	岐阜市
		岐阜南部	岐阜市茜部菱野2（あかね公園）	○	○	○	○		○	○		岐阜市
		岐阜北部	岐阜市福光東3-19（福光東公園）	○	○	○	○		○			岐阜市
		各務原	各務原市蘇原中央町2-1-6（市民会館駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		本巣	本巣市下真桑1000（本巣市役所真正分庁舎）	○	○	○	○		○	○	○	県
	西濃・羽島	羽島	羽島市竹鼻町86（勤労青少年ホーム2F）	○	○	○	○		○		○	県
		大垣中央	大垣市西外側町2-49（市職員駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		大垣南部	大垣市築捨町1-159-2（築捨新田公民館）	○	○	○	○				○	県
		大垣西部	大垣市綾野1-2719-1（JAにしみの綾里支所2F）	○	○						○	大垣市
		大垣赤坂	大垣市赤坂町4533-1（市赤坂地区センター駐車場）		○							大垣市
	可茂中濃東濃西部恵那・中津川下呂飛驒乗	美濃加茂	美濃加茂市新池町3-4-1（総合福祉会館）	○	○	○	○		○		○	県
		関	関市西本郷通4-2-9	○	○	○	○		○		○	県
		笠原	多治見市笠原町1194-1（多治見市中心身障がい児通園施設）	○	○	○	○		○		○	県
			瑞浪	瑞浪市上平町1-29（市役所東分庁舎）	○	○						○
		中津川	中津川市かやの木町2-1（市役所駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		下呂	下呂市萩原町羽根2605-1（下呂総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
		高山	高山市花岡町2-18（市営花岡駐車場3F）	○	○	○	○		○		○	県
	乗鞍	高山市丹生川町久手字鼠尾508（乗鞍スカイライン管理事務所）	○	○	○	○				○	県	
小計 18局				17	18	15	15		13	2	15	
ガス自動車排出	岐阜明徳自排	岐阜市明徳町11（旧明徳小学校敷地内）			○	○		○				岐阜市
	大垣自排	大垣市禾森町4-49（国道258号）			○	○					○	県
	土岐自排	土岐市泉池ノ上町2-3（国道19号）			○	○		○	○		○	県
	可児自排	可児市今渡1680（国道21号）			○	○			○		○	県
	小計 4局					4	4		2	2		3
合計 22局				17	22	19	15	2	15	2	18	

備考) 県環境管理課調べ

カ 発生源の監視指導等

「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設の届出状況は、資料25のとおりで、「大気汚染防止法」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は1,850件、VOC排出施設を設置している工場・事業場数は26件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は260件、水銀排出施設を設置している工場・事業場数は61件である。また、「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は30件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は930件である。

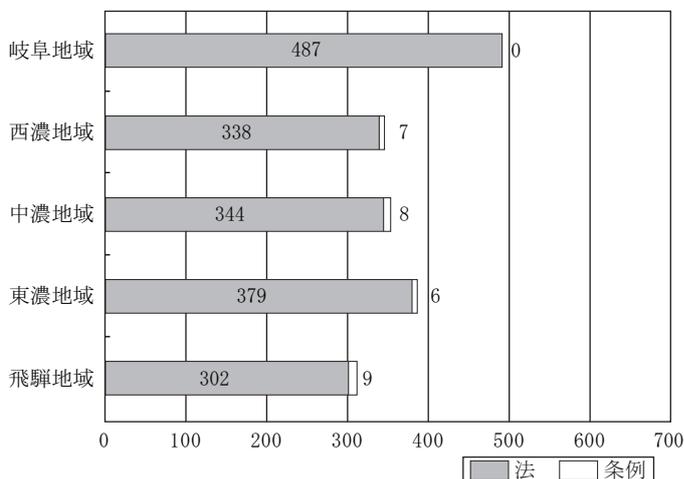
これらを地域別にみると岐阜地域が最も多く、次に東濃地域、中濃地域、西濃地域、飛騨地域の順となっている。また、ばい煙発生施設を種類別にみるとボイラーが2,737施設（66.3%）、次いでディーゼル機関が443施設（10.7%）となっている。

これらの工場・事業場に対して立入検査を行い、施設の維持管理状況、排出基準の遵守状況等について監視指導を実施し、必要に応じてばい煙またはVOCを測定した。平成30年度の立入検査等は、延べ535件について実施した。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする事業者には、「岐阜県公害防止条例」の第12条の2の規定により、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の前に知事に対する協議を求めている。

図2-5-19 地域別のばい煙発生施設設置工場・事業場数

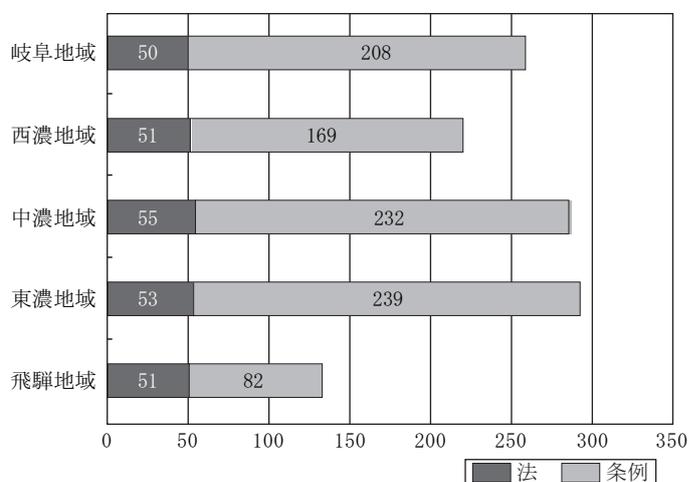
(平成31年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-20 地域別の粉じん発生施設設置工場・事業場数

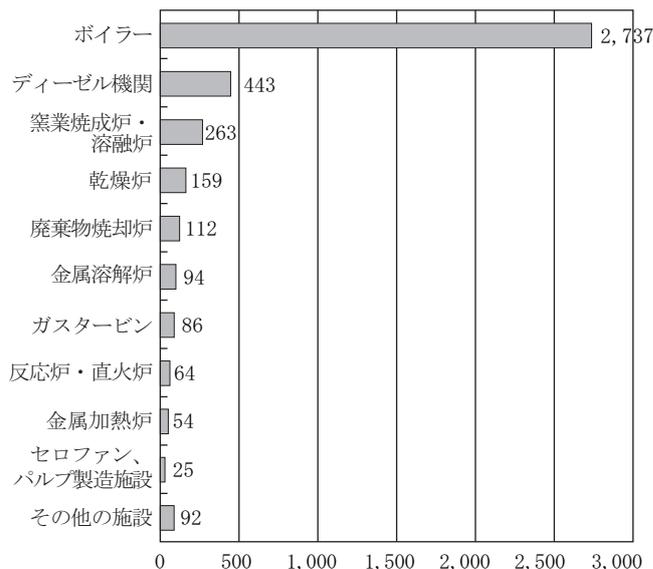
(平成31年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-21 ばい煙発生施設数

(平成31年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

表2-5-47 工場・事業場に対する立入検査等の実施状況

(平成30年度)

区 分		件 数
工場・事業場の立入検査		535
ばい煙測定等の行政検査		5
行政指導・処分	改善勧告	0
	注意	0

備考) 県環境管理課調べ 県及び岐阜市実施分

### キ 大気汚染防止推進月間事業

冬期は、窒素酸化物や道路粉じん等の環境濃度が高くなり、大気汚染が悪化するため、本県では12月を大気汚染防止推進月間として、国や近隣自治体と連携を図りながら普及啓発を実施した。

### ク 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガスについては、昭和41年から車種ごとに段階的に濃度規制が強化され、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質（ディーゼル黒煙）などの排出量の削減が行われてきた。

環境に優しい実践的取組として、ホームページ等を通じてエコドライブの普及啓発を実施した。

## (2) オゾン層保護・酸性雨対策の推進<環境管理課>

### ア フロン回収の推進

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質となるフロンを適正に回収・処理し、大気中への放出を抑制することが必要である。フロンには、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）があり、現在までに生産の禁止等の施策がとられてきた。しかし、過去に生産されたものが、家庭用冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填された形で相当量が残されていることから、機器が廃棄される際に、いかにその回収・処理を進めるかが大きな課題となっている。

このために定められた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法：平成14年10月施行）により、県では第一種フロン類回収業登録事務等を実施した。また、平成18年6月に法改正（平成19年10月施行）があり、機器廃棄時の行程管理制度が導入されるとともに、整備時のフロン回収が義務付けられた。

しかし、フロン類の回収率は3割台で推移し、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布、平成27年4月1日から施行された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書の交付等が義務付けられ、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

なお、第一種フロン類充填回収業登録事業者数は、平成31年3月末日現在、928件である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、法律をわかりやすくまとめたパンフレットやリーフレットを第一種特定製品管理者や第一種フロン類充填回収業者に配布している。

#### イ 酸性雨実態調査の推進

近年、酸性雨による湖沼や森林等の生態系への影響が懸念され、県内においてもその実態の把握が必要とされている。

県では、平成2年度から県内5地点において、雨水のpH、導電率、硫酸イオンなど10項目及び降水量を測定してきたが、平成17年度以降は、環境省の設置する伊自良湖の酸性雨測定局の調査により県内の傾向を把握している。

### 4 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止

#### (1) 地盤沈下対策の推進

##### ア 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぼり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。

このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渇水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

##### イ 地盤沈下対策<環境管理課>

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

平成15年8月には、「岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針」を策定するとともに、岐阜県内のそれぞれの地域が、地盤沈下の沈静化や地下水保全等を目的とした活動の方針を設定する場合の目安とするために、地域別に地下水保全のガイドラインを示した。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

#### (7) 一級水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km<sup>2</sup>を対象に調査を行っている。平成22年度から平成26年度は隔年で疎密をつけて観測することとしていたが、平成27年度からは、測量路線118km、水準点88地点について調査を行っている。

平成30年度の調査結果では表2-5-48のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-5-49及び図2-5-22のとおりである。

表2-5-48 地盤沈下面積の経年変化

年度 沈下面積 (km <sup>2</sup> )	年度										
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 cm以上2 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 cm以上3 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

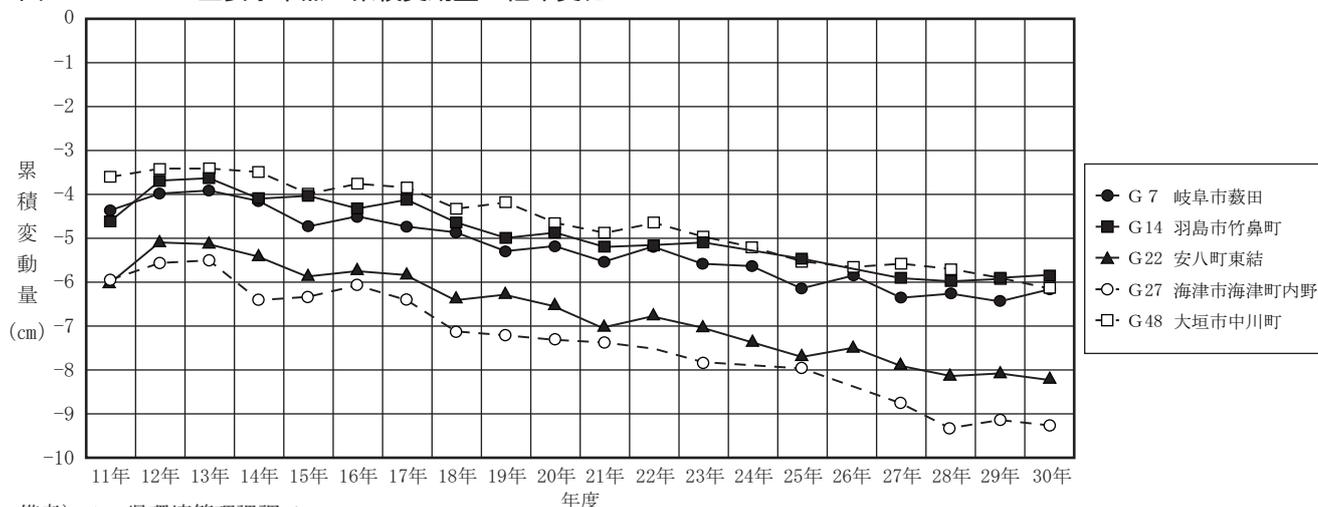
表2-5-49 主要水準点の標高の経年変化

水準点標識番号(所在地)	S47年標高 (A)	H29年標高 (B)	H30年標高 (C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量
G 7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2622m	8.2650m	0.28cm	-6.21cm
G 14 (羽島市竹鼻町)	7.6544m	7.6050m	7.6054m	0.04cm	-5.87cm

G 22 (安八町東結)	5.6871m	5.6092m	5.6083m	-0.09cm	-8.17cm
G 27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4716m	0.4701m	-0.15cm	-9.27cm
G 48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5231m	7.5206m	-0.25cm	-6.18cm

備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C) - (A)」と一致しない。

図2-5-22 主要水準点の累積変動量の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 G14、G27については隔年測定地点となったため、22年、24年、26年は測定されていない。

(イ) 地下水位調査<水資源課>

岐阜・西濃地域に設置してある24箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、平成30年度の主要観測井における地下水位は、表2-5-50のとおり、平成29年度に比べ大きな変化はないが、経年的な推移を見ると、図2-5-23のとおり、横ばいもしくは回復傾向にある。

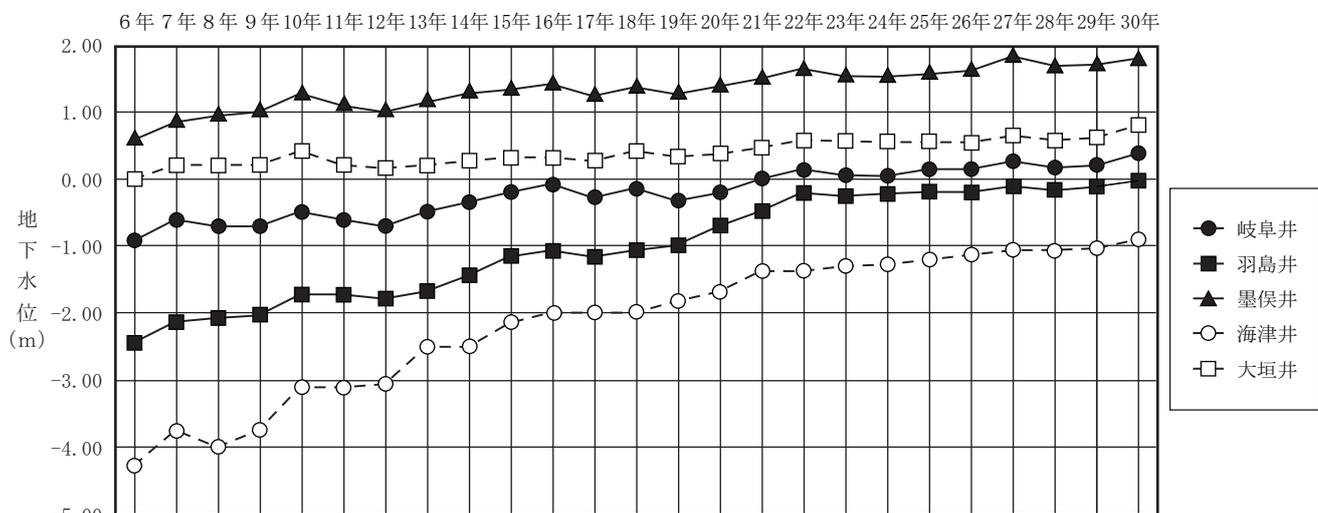
表2-5-50 主要観測井の地下水位の経年変化

(単位：m)

水準点標識番号(所在地)	昭和54年 地下水位(A)	平成29年 地下水位(C)	平成30年 地下水位(C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量 (C)-(A)
岐阜井 (岐阜市須賀)	-1.42	+0.27m	+0.35m	+0.08	+1.77
羽島井 (羽島市上中町)	-5.38	-0.1	-0.0	+0.1	+5.38
墨俣井 (大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.81(1.2)	+1.85(1.2)	+0.04	+1.72
海津井 (海津市海津町古中島)	-9.85	-1.06	-0.94	+0.12	+8.91
大垣井 (大垣市北方町)	+0.23	+0.70	+0.79	+0.09	+0.56

備考) 1 県水資源課調べ  
 2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。  
 3 墨俣井については、平成27年度に地盤高の嵩上げを行った。()は嵩上げ後の地下水位を示す。

図2-5-23 主要観測井地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ  
 2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

ウ 岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針<環境管理課>

(7) 岐阜・西濃地域

西濃地域においては、地盤沈下を防止するために、平野部における年間揚水量を平成6年（異常渇水年）統計揚水量比90%以下までに削減することが必要である。

また、岐阜地域の平野部においても、隣接する西南濃地域の地盤沈下を防止するため、同様の揚水量削減に努める。

(イ) 中濃地域

中濃地域北部における自然湧水の地下水は、歴史的な由来もあることから、現在の状況を保全することに努めるとともに、一層の地下水涵養に努める。

(ウ) 東濃地域

東濃地域は、地下水に恵まれていないが、利用可能な地下水については、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

(エ) 飛騨地域

飛騨地域のほとんどは山間部で、地下水の利用は少ないが、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

(2) 騒音、振動及び悪臭の防止

ア 騒音の状況

(7) 概況<環境管理課>

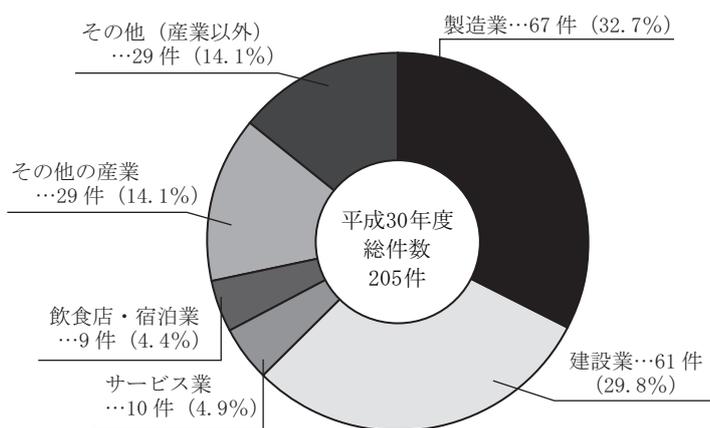
騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、鉄道、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

平成30年度の騒音に関する苦情件数は205件であり、図2-5-24のとおり、事業所に起因するものが多く全体の8割以上を占め、そのうち建設業、製造業に起因するものが多い。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などを積極的に行っている。

また近年、家庭から出る楽器やクーラーの音、ペットの鳴き声などいわゆる近隣騒音についても問題となっており、県民自らが近隣騒音の防止に留意するなど静穏な居住環境の保全対策が必要となっている。

図2-5-24 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考）県環境管理課調べ

(イ) 環境騒音の定点観測調査<環境管理課>

○ 道路に面する地域以外の地域（以下「一般地域」という。）

平成30年度の測定結果は表2-5-51及び資料37のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは95.7%、類型Bでは93.2%、類型Cでは100%であった。また、全体の環境基準達成率は95.7%（昼間）であった。

表2-5-51 一般地域における環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	類型A	類型B	類型C
平成28年度	100.0	97.1	97.4
平成29年度	95.8	93.2	95.3
平成30年度	95.7	93.2	100

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型A：専ら住居の用に供される地域

類型B：主として住居の用に供される地域

類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

## ○ 道路に面する地域&lt;環境管理課&gt;

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

平成29年度は、738区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体（59,578戸）のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成したのは55,812戸（93.7%）であった。

表2-5-52 道路に面する地域における環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
平成27年度	94.0	0.7	1.8	3.5
平成28年度	94.1	1.0	1.4	3.5
平成29年度	93.7	1.5	1.5	3.3

備考) 県環境管理課調べ

## ○ 航空機騒音&lt;環境管理課&gt;

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域（岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町）の2市2町約93km<sup>2</sup>について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

平成30年度の測定結果は、環境基準達成率が40.0%となっている。

表2-5-53 航空機騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	全体	類型I	類型II
平成28年度	70.0	50.0	75.0
平成29年度	60.0	62.5	50.0
平成30年度	40.0	0	50.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

## ○ 新幹線鉄道騒音&lt;環境管理課&gt;

本県の南西部（大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町）を東海道新幹線鉄道が通過（約31km）しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km<sup>2</sup>について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

平成30年度の測定結果は、環境基準達成率が70.0%となっている。

表 2-5-54 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	全体	類型 I	類型 II
平成28年度	40.0	29.4	100.0
平成29年度	50.0	41.2	100.0
平成30年度	70.0	62.5	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型 I の地域は、専ら住居の用に供される地域、類型 II の地域は類型 I 以外の地域で、商工業の用に供される地域である。

3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

(ウ) 工場騒音の状況<環境管理課>

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表 2-5-55のとおり12,642工場であり、その38.5%が岐阜地域に集中し、次いで東濃地域、西濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別にみると71,695施設あり、岐阜地域、西濃地域では繊維関係、中濃地域では金属関係、東濃地域では窯業関係、飛騨地域では木材木工関係の施設がそれぞれ多く、各地域の地場産業の特色が表れている。

住居地に混在する特定工場等の多くは、比較的小規模であるが民家との距離も近いことから苦情が発生しやすい状況にある。

表 2-5-55 騒音に係る特定工場等の届出状況

(平成31年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法		3,050	1,495	1,380	1,384	577	7,886
岐阜県公害防止条例		1,815	830	897	1,001	213	4,756
計		4,865	2,325	2,277	2,385	790	12,642

備考) 県環境管理課調べ

(イ) 建設作業騒音の状況<環境管理課>

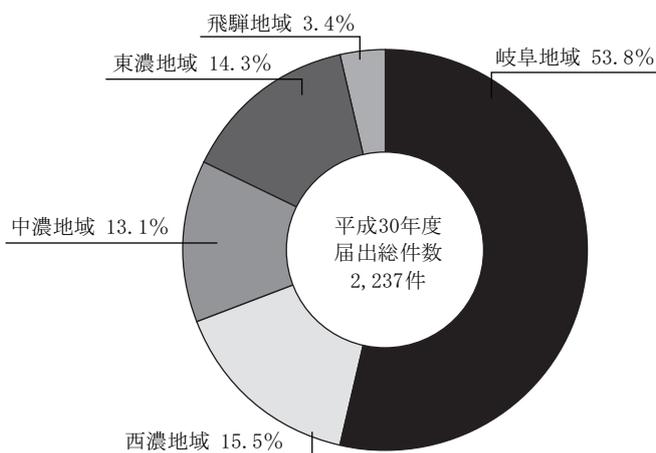
ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、平成30年度は、県内で2,237件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図 2-5-25のとおり、岐阜地域が最も多く全体の53.8%を占め、次いで西濃地域の15.5%となっている。

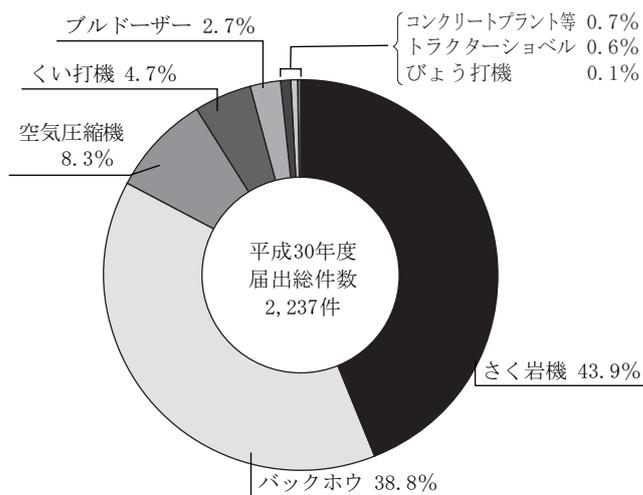
また、種類別にみると、図 2-5-26のとおり、さく岩機を使用する作業が最も多く全体の43.9%を占め、次いでバックホウを使用する作業が38.8%となっている。

図 2-5-25 騒音に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-26 騒音に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

(オ) 交通管理<警察本部交通規制課>

本県は、免許保有者（人口比）が全国8位、自動車保有状況（人口比）が全国13位（平成30年）と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常的に交通渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、警察と住民、自治体、道路管理者等と連携して「ゾーン30」を設定し、ゾーン内の速度抑制を図るほか、ゾーンに含まれない地区においても、「生活道路対策」として、地域内の生活環境の特性に応じて、歩行者用道路、一方通行、大型車両通行止め、速度規制、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、地区内の通過交通の減少や走行速度の低下に努め、騒音、振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、バス優先通行帯、駐車禁止、自転車及び歩行者用道路等の交通規制を推進し、公共輸送機関利用促進を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供することにより、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

平成30年度には、旅行時間の短縮などによる騒音等軽減を図るため、管制制御エリアの整備を進めており、平成30年度末現在における交通管制エリアは、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、大垣市、安八町、輪之内町、瑞穂市、本巣市、北方町、山県市、郡上市、関市、美濃市、美濃加茂市、坂祝町、可児市、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市及び高山市で合計253.1km<sup>2</sup>となった。

イ 振動の状況<環境管理課>

(7) 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

平成30年度の苦情件数は19件であり、資料10のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などが積極的に行われている。

(イ) 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-5-56のとおり6,118工場であり、その41.8%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、中濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種類別にみると、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

表2-5-56 振動に係る特定工場の届出件数

(平成31年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
振動規制法		2,558	1,340	1,088	908	224	6,118

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 建設作業振動の状況

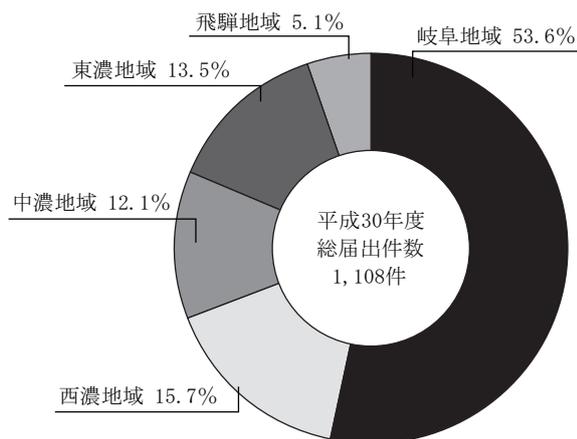
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がっている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、平成30年度は県内で1,108件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-5-27のとおり岐阜地域が最も多く全体の53.6%を占め、次いで西濃地域の15.7%となっている。

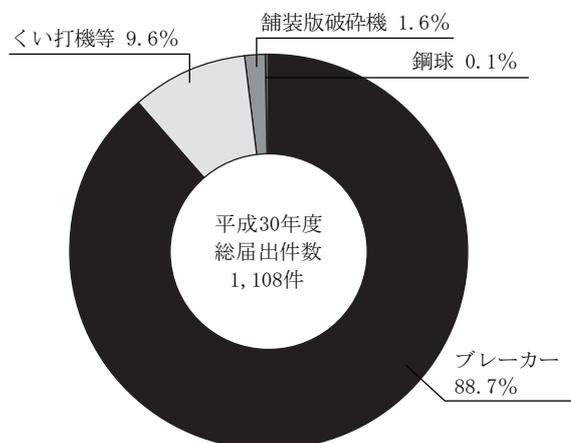
また、種類別にみると、図2-5-28のとおり、プレーカーを使用する作業が最も多く全体の88.7%を占め、次いでくい打機等を使用する作業が9.6%となっている。

図2-5-27 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-5-28 振動に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

安心して健やかな生活環境で暮らす

(I) 道路交通振動の状況

自動車交通量の増加、車両の大型化又は道路網の整備等により、自動車騒音と同様に広範囲な地域で問題となっているものの、騒音に比べて伝播距離は短く、その被害範囲は道路に近接した地域に限定されている。

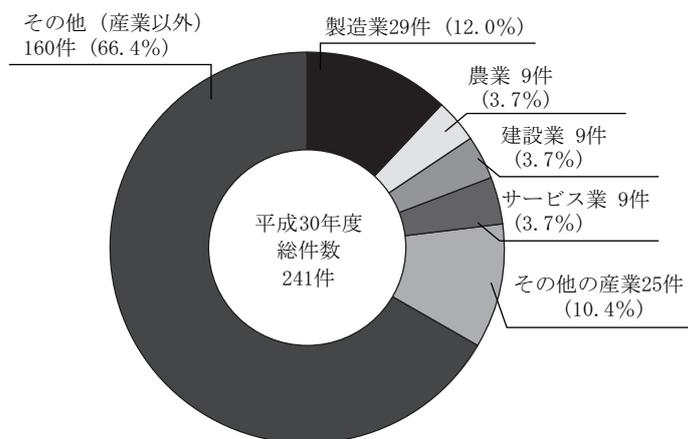
ウ 悪臭の状況<環境管理課>

(7) 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

平成30年度の悪臭に関する苦情件数は241件であり、図2-5-29及び資料10のとおり、事業所の苦情によるものは全体の約33.6%で、製造業に起因するものが全体の12.0%を占め、次いで農業、建設業、サービス業の3.7%となっている。

図2-5-29 悪臭に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

(I) 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源について届出制度となっていないことから、悪臭に関連する工場・事業場の正確な数は把握できない。苦情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場になる。農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

一般家庭においても、便槽、浄化槽、生活排水、ゴミ置き場等が苦情対象となっている。また屋外焼却に係る悪臭の発生事例もある。

エ 騒音、振動、悪臭対策

(7) 騒音対策

○ 一般環境騒音<環境管理課>

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（岐阜市等21市19町2村）内の一般地域139点において、定点観測調査を実施した。

○ 自動車騒音<環境管理課>

県内の国道、県道及び市町道の738区間の自動車騒音について面的評価を実施した。（平成29年度）

○ 航空機騒音<環境管理課>

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（各務原市等2市2町）内の10地点において、定点観測調査を実施した。

○ 新幹線鉄道騒音<環境管理課>

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域（大垣市等2市3町）内の20地点において、定点観測調査を実施した。

○ 工場騒音及び建設作業騒音<環境管理課>

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

(イ) 振動対策<環境管理課>

○ 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

(ウ) 悪臭対策

○ 規制措置<環境管理課>

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5（ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0）に相当する濃度規制、排出口（アンモニア等13物質）では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排出水中の濃度規制を行っている。

○ 工場・事業場の監視指導<環境管理課>

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

○ 複合臭への対応<環境管理課>

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」（平成7年4月施行）に基づき指導を行っている。

○ 畜産排水に係る水質汚濁の防止対策<畜産振興課>

家畜のふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本としている。一方、固液分離を行っている経営では多くの農家が浄化処理により排水を行っている。

そのため、畜産排水に係る水質汚濁防止対策としては、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家の立地条件及び経営規模に適切した汚水処理施設を含む家畜ふん尿処理施設の設置の指導を行い、また、既存の施設に対しては、畜産農家を巡回し適正な維持管理を強力に指導している。

平成30年度の畜産環境保全整備に係る事業については表2-5-57のとおりである。

表2-5-57 畜産環境保全整備事業の実施状況

(平成30年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
強い畜産構造改革支援事業	7箇所	2箇所	5箇所
計	7箇所	2箇所	5箇所

備考) 県畜産振興課調べ

○ 畜産農家に対する悪臭軽減指導<畜産振興課>

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、パーク、粉碎もみがら等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

安心して健やかな生活環境を暮らし

5 環境汚染化学物質対策の推進

(1) ダイオキシン類対策の推進

ア ダイオキシン類の常時監視<環境管理課>

ダイオキシン類は、発がん性、催奇形性等の毒性が指摘されている化学物質であり、微量でも人に有害な影響をもたらすため、その環境汚染に対しては社会的関心が非常に高い。

県では、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、平成10年度から大気、水質（河川水及び地下水）、土壌、底質及び水生生物の調査を実施してきた。

「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月12日に制定され、平成12年1月15日から施行されたことから、平成12年度から同法第26条に基づく、大気、水質、土壌等の常時監視を実施している。

平成30年度は、大気、河川水、地下水、土壌、底質のいずれの環境媒体においても環境基準に適合していた。

土壌については、平成14年度から一般環境の他に、発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）についても測定している。その結果は、一般環境よりも若干高い値であったが、環境基準を大きく下回っていた。

表2-5-58 ダイオキシン類調査の概要

ア) 調査時期 平成30年4月～平成31年3月

イ) 調査地点

調査対象	調査地点	検査件数	概要
大気	5 (2)	14 (8)	3地点は、各地点ごとに年2回測定、残る2地点は岐阜市内で、年4回測定
河川水	13 (4)	25 (10)	河川環境基準点等13地点、桑原川、津屋川、荒田川、境川については、年4回測定
地下水	6 (3)	6 (3)	常時生活用水等として使用されている井戸水
土壌	3 (3)	3 (3)	一般環境（公園）
	8 (5)	8 (5)	発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）
底質	10 (4)	10 (4)	河川環境基準点等10地点
計	45 (21)	66 (33)	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ( ) は、内岐阜市が実施した数

表2-5-59 ダイオキシン類調査の結果（概要）

調査対象	ダイオキシン類濃度		環境基準	単位
	濃度範囲	平均		
大気	0.0076～0.018	0.013	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下（年間平均値）	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
河川水	0.063～0.89	0.27	1pg-TEQ/L 以下（年間平均値）	pg-TEQ/L
地下水	0.063～0.064	0.063	1pg-TEQ/L 以下（年間平均値）	pg-TEQ/L
土壌（一般）	0.010～0.24	0.092	1,000pg-TEQ/g 以下	pg-TEQ/g
土壌（発生源）	0.082～3.9	0.77		
底質	0.078～5.7	1.7	150pg-TEQ/g 以下	pg-TEQ/g

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※TEQ : 毒性等量 (Toxicity Equivalency Quantity)。ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらのうち毒性のある物質は29種類あるが、この毒性には強弱があるので、このうちの最も毒性の強い1種類 (2, 3, 7, 8-TeCDD) の毒性を1として他の物質の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を集計したものの。

備考) 県環境管理課調べ

(ア) 大気（環境基準 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

今回の調査結果は、0.0076～0.018pg-TEQ/m<sup>3</sup>（※年平均）の範囲にあり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた大気環境基準に適合していた。

(イ) 河川水 (環境基準 1pg-TEQ/L)

今回の調査結果は、0.063～0.89pg-TEQ/L (※年平均) の範囲であり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質の環境基準に適合していた。

(ウ) 地下水 (環境基準 1pg-TEQ/L)

今回の調査結果は、0.063～0.064pg-TEQ/Lの範囲にあり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質の環境基準に適合していた。

(エ) 土壌 (環境基準 1,000pg-TEQ/g) (調査指標250pg-TEQ/g)

○ 一般環境

今回の調査結果は、0.010～0.24pg-TEQ/g の範囲にあり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌の環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

○ 発生源 (焼却施設)

今回の調査結果は、0.0082～3.9pg-TEQ/g の範囲にあり一般環境よりも若干高い値であったが、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌の環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

(オ) 底質 (環境基準 150pg-TEQ/g)

今回の調査結果は、0.078～5.7pg-TEQ/gの範囲であり、すべての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた底質の環境基準に適合していた。

表2-5-60 ダイオキシン類調査の結果 (詳細)

(ア) 大気

環境基準：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下 (年間平均値)

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

番号	市町村名	調査地点	調査結果				年間平均値
			春期	夏期	秋期	冬期	
1	岐阜市*	中央測定局	0.014	0.017	0.011	0.012	0.014
2	岐阜市*	北部測定局	0.011	0.010	0.012	0.016	0.012
3	大垣市	大垣市役所東庁舎	0.018	—	0.017	—	0.018
4	土岐市	土岐市役所分庁舎	0.0084	—	0.018	—	0.013
5	高山市	高山市役所花岡駐車場	0.0057	—	0.0094	—	0.0076
		平均					0.013

備考) 県環境管理課調べ、\*印は岐阜市が実施

(イ) 河川水質及び底質

環境基準：1pg-TEQ/L以下 (年間平均値)、底質：150pg-TEQ/g以下

番号	水域名	調査地点	水質		底質	
			採取月日	調査結果 (pg-TEQ/L)	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	木曽川水域	阿木川 恵那大橋	11/20	0.080	—	—
2		新境川 東泉橋	11/21	0.25	11/21	0.89
3		可児川 はね橋	11/21	0.084	11/21	0.80
4	長良川水域	鳥羽川 正城橋*	7/31	0.28	7/31	5.7
5		荒田川 水門橋*	年4回実施	0.52	7/31	2.6
6		境川 境川橋*	年4回実施	0.38	7/31	0.69
7		長良川 長良橋*	7/31	0.091	7/31	0.15
8		長良川 和合橋	10/26	0.097	—	—
9		桑原川 本川合流前	年4回実施	0.71	7/25	3.1
10	揖斐川水域	津屋川 福岡大橋	年4回実施	0.89	7/25	3.3
11	神通川水域	宮川 一宮橋	10/30	0.063	—	—
12		高原川 浅井田堰堤	11/13	0.063	11/13	0.078
13	矢作川水域	明智川 本川合流前	11/20	0.064	11/20	0.11
		平均		0.27		1.7

備考) 県環境管理課調べ、\*印は岐阜市が実施

安心して健やかな生活環境を暮らし

(ウ) 地下水

環境基準：1pg-TEQ/L以下(年間平均値)

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/L)
1	岐阜市*	事業場	7/19	0.063
2	岐阜市*	事業場	7/19	0.063
3	岐阜市*	個人宅	7/19	0.063
4	養老町	公共施設	6/4	0.064
5	多治見市	公共施設	6/8	0.063
6	下呂市	公共施設	6/8	0.064
平均			0.063	

備考) 県環境管理課調べ、\*印は岐阜市が実施

(イ) 土壌

○ 一般環境

環境基準：1,000pg-TEQ/g、調査指標値：250pg-TEQ/g

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	西川手公園	7/19	0.24
2	岐阜市*	日野中央公園	7/19	0.010
3	岐阜市*	粟野台中央公園	7/19	0.026
平均			0.092	

備考) 県環境管理課調べ、\*印は岐阜市が実施

○ 発生源周辺

環境基準：1,000pg-TEQ/g、調査指標値：250pg-TEQ/g

番号	市町村名	発生源施設名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	岐阜羽島衛生施設組合 岐阜市食肉地方卸売市場	すみれ公園	7/19	3.9
2			天王公園	7/19	0.036
3			北塚公園	7/19	0.0082
4			蓮池公園	7/19	0.022
5			東塚公園	7/19	1.2
6	飛騨市	みずほクリーンセンター	巢之内バス停	6/4	0.11
7			板倉の宿	6/4	0.21
8			水源	6/4	0.68
平均			0.77		

備考) 県環境管理課調べ、\*印は岐阜市が実施

イ ダイオキシン類の発生源対策<環境管理課>

(7) 規制措置

従来、ダイオキシン類の大気への排出については、「大気汚染防止法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく規制措置を講じてきたが、平成12年1月15日からは「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されている。

この法律により、ダイオキシン類を排出するとされる特定施設について、設置の届出並びに排出ガス等の自主測定及びその結果の報告が義務化されるとともに、排出基準が定められた。既設の施設は平成13年1月15日から排出基準が適用され、平成14年12月からは既設の廃棄物焼却施設に対する規制値がさらに厳しくなっている。

(イ) 発生源対策

ダイオキシン類の9割は廃棄物焼却施設からの排出によるものといわれており、その排出を削減するため、廃棄物の減量化及びリサイクルの徹底を図るための諸施策を講じている。

また、ダイオキシン類の発生源対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく立入検査を行い、設置者による自主測定の実施に関する指導を行うとともに、大気基準適用施設の排出検査を行った。

表2-5-61 県事務所等別特定施設立入状況（立入件数）

（平成30年度）

種別	岐阜	西濃	揖斐	中濃	可茂	東濃	恵那	飛騨	合計
合計	1	21	21	23	8	9	11	19	113

備考) 県環境管理課調べ

表2-5-62 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（市・郡別）

（平成31年3月末現在）

番号	郡・市	大気基準適用施設数								水質基準適用施設数	合計
		製鋼用電気炉	アルミニウム合金製造施設	廃棄物焼却炉				小計	合計		
				4t/h以上	2t/h以上 4t/h未満	200kg/h以上 2t/h未満	200kg/h未満				
1	羽島市	0	0	0	0	1	2	3	3	0	3
2	各務原市	0	0	0	3	2	1	6	6	3	9
3	山県市	0	0	0	0	4	7	11	11	0	11
4	瑞穂市	0	0	0	0	3	5	8	8	2	10
5	本巣市	0	0	0	0	0	5	5	5	0	5
6	羽島郡	0	0	0	0	0	2	2	2	1	3
7	本巣郡	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
小計		0	0	0	3	10	23	36	36	6	42
8	大垣市	0	0	0	3	2	6	12	12	2	14
9	海津市	0	1	0	0	0	5	5	6	1	7
10	養老郡	0	0	0	0	2	1	3	3	0	3
11	不破郡	0	0	0	2	0	2	4	4	0	4
12	安八郡	0	0	0	0	1	3	4	4	3	7
小計		0	1	0	5	5	17	28	29	6	35
13	揖斐郡	0	0	0	3	3	12	18	18	3	21
小計		0	0	0	3	3	12	18	18	3	21
14	美濃加茂市	0	0	0	0	1	1	2	2	0	2
15	可児市	0	0	1	3	0	2	6	6	1	7
16	加茂郡	0	0	0	1	0	2	3	3	0	3
17	可児郡	0	1	0	0	0	0	0	1	3	4
小計		0	1	1	4	1	5	11	12	4	16
18	関市	0	0	0	3	2	11	16	16	1	17
19	美濃市	0	0	0	0	0	3	3	3	0	3
20	郡上市	0	0	0	0	3	7	10	10	2	12
小計		0	0	0	3	5	21	29	29	3	32
21	多治見市	0	0	0	2	0	0	2	2	0	2
22	瑞浪市	0	0	0	0	2	3	5	5	0	5
23	土岐市	0	0	0	3	2	3	8	8	1	9
小計		0	0	0	5	4	6	15	15	1	16
24	中津川市	0	0	0	3	7	3	13	13	2	15
25	恵那市	0	0	0	1	2	2	5	5	0	5
小計		0	0	0	4	9	5	18	18	2	20
26	高山市	0	0	0	2	4	3	9	9	4	13
27	飛騨市	0	0	1	0	5	0	6	6	3	9
28	下呂市	0	1	0	0	6	1	7	8	3	11
	大野郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		0	1	1	2	15	4	22	23	10	33
合計（県）		0	3	2	29	52	93	177	180	35	215
29	岐阜市	2	0	5	3	4	11	23	25	11	36
合計（県及び岐阜市）		2	3	7	32	56	104	200	205	48	251

備考) 県環境管理課調べ

安心して健やかな生活環境を暮らし

(2) P R T R制度の推進<環境管理課>

環境汚染化学物質の適正な管理及び排出削減に向けた事業者の自主的・積極的な行動を促進するため、本県では、国のP R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度の法制化に先駆け、平成10年度に有害化学物質使用・排出等実態調査を実施した。その後、県のパイロット事業等として法整備前の実態調査を実施した。

平成13年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）」に基づくP R T R制度が開始され、事業者による特定化学物質の排出実態把握が開始されている。

平成14年度から前年度の排出量等の届出が開始され、年度末にその集計結果が公表された。県でも県内の排出量等について集計を行い、独自に公表している。

平成15年度分報告からは、届出が義務付けられる事業所における第1種指定化学物質の取扱量が毎年5 tから1 tに引き下げられている。

また、平成20年度に化管法施行令が改正され、第1種及び第2種指定化学物質の見直しが行われ、これらの総数は562物質となった。加えて、届出対象事業者に医療業が追加された。なお、改正後の物質による報告及び医療業についての排出量、移動量の報告については、平成22年度から把握を開始し、平成23年度から届出が行われている。

① 届出の概要（平成29年度）

(ア) 対象化学物質

P R T R法に規定する第1種指定化学物質462物質

(イ) 届出事業所

岐阜県865事業所（全国34,253事業所）

(ウ) 個別事業所のデータ

環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>) に掲載されている。

なお、P R T R制度全般に関する情報は、環境省のホームページ

(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>) に掲載されている。

② 調査結果

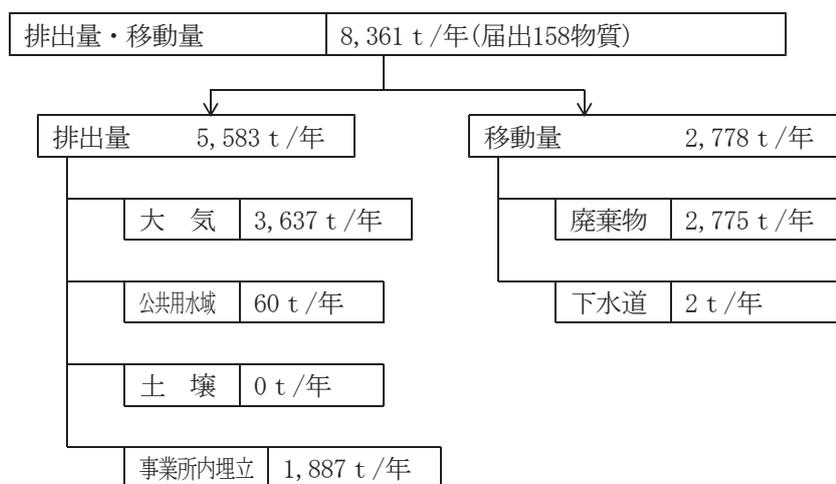
(ア) 県内の排出・移動量

県内の排出・移動量は、8,361 t/年（届出158物質）であり、排出量及び移動量はそれぞれ、5,583 t、2,778 tであった。

排出量のうち、大気への排出が3,637 t（65.1%）と最も多く、次に事業所内への埋立が1,887 t（33.8%）であった。また、移動量は、廃棄物としての移動がほとんどであり2,775 t（99.9%）であった。前年度までと同様に大気への排出と廃棄物としての移動がそれぞれの大半を占めている。

図2-5-30 排出量・移動量フロー

（平成29年度）



備考) 県環境管理課調べ

(イ) 主な排出・移動物質

主な排出・移動物質は次のとおりであった。

表2-5-73 主な排出・移動物質

(平成29年度)

岐 阜 県				全 国		
No	物質名	排出・移動量(t/年)	対前年度比	物質名	排出・移動量(t/年)	対前年度比
1	鉛化合物	1,764	19.2%	トルエン	85,622	△1.1%
2	トルエン	1,731	△22.7%	マンガン及びその化合物	60,618	11.5%
3	二硫化炭素	1,000	△28.6%	キシレン	34,449	△1.8%
4	キシレン	574	△12.5%	クロム及び三価クロム化合物	20,710	8.0%
5	ジクロロメタン	443	△14.1%	エチルベンゼン	18,724	4.3%
その他の物質の合計		2,850	0.7%	その他の物質の合計	166,978	2.0%
全物質の合計		8,361	△8.3%	全物質の合計	387,101	2.7%

上記物質の主な用途

鉛化合物	: バッテリー、光学ガラス、顔料の原料等	ジクロロメタン	: 金属脱脂洗浄剤、洗浄用溶剤等
トルエン	: 合成原料、溶剤等	マンガン及びその化合物	: 鉄鋼、電池の原料等
二硫化炭素	: セロハン製造時の加硫促進剤等	クロム及び三価クロム化合物	: 顔料の原料、メッキ等
キシレン	: 合成原料、溶剤等	エチルベンゼン	: スチレンの原料、溶剤等

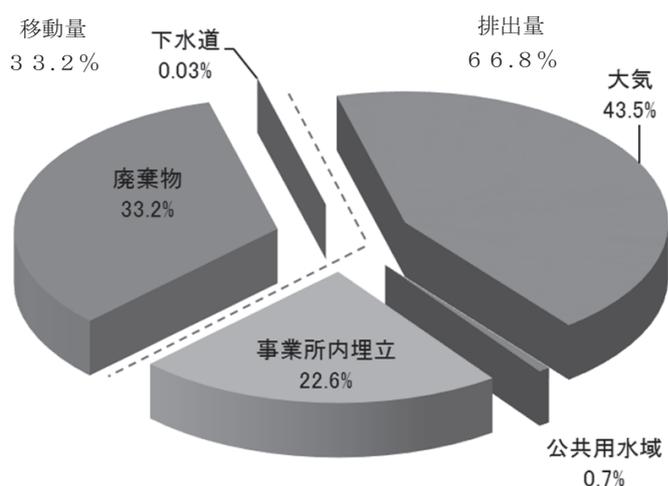
備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 排出量・移動量の媒体別割合

届出排出量・移動量の媒体別割合は、大気への排出が43.5%と最も高く、次に廃棄物への移動が33.2%であった。

図2-5-31 届出排出量・移動量の媒体別割合

(平成29年度)



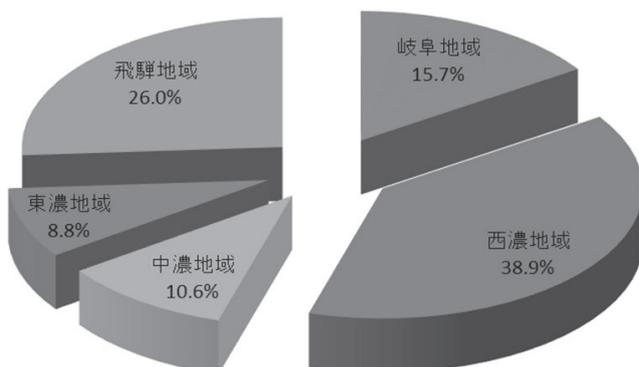
備考) 県環境管理課調べ

(エ) 排出量・移動量の地域別割合

届出排出量・移動量の地域別割合は、西濃地域が38.9%と高い割合を示していた。

図2-5-32 届出排出量・移動量の地域別割合

(平成29年度)



備考) 県環境管理課調べ

### (3) リスクコミュニケーションの普及<環境管理課>

リスクコミュニケーションとは、環境リスクなどの化学物質に関する情報を地域住民、事業者、行政等で共有し意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることであり、県では、平成15年度からリスクコミュニケーションの手法を事業者を紹介し県内各地に普及させることを目的にリスクコミュニケーションモデル事業を実施してきた。

この事業等を通じ事業者が地域住民等と継続して化学物質に関する情報を共有し意見交換を行うことで、事業者だけでは気づけなかった課題を把握し対処するなど、関係者相互の理解と信頼のレベルを上げることにより地域の環境リスクの低減に寄与するリスクコミュニケーションの推進に努めた。

## 6 事業者の自主的な取組みの推進

### (1) 環境配慮事業所（E工場）登録制度の普及<環境管理課>

県内事業所における環境に配慮した自主的かつ積極的な取組みを促進するため、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化推進及び環境保全活動への協力・支援などを行う事業所を「E工場」として登録し、公表する制度を平成12年8月に創設した。

制度創設5年目の平成17年度に、政策総点検における県民の意見を踏まえて登録基準を改正した。この改正により、登録要件を再構成し、取組内容の点数化処理により客観的に登録の可否を判断する制度とした。また、登録有効期間を5年間から3年間に短縮し、登録期間中には年度ごとに取組状況報告を求めることとした。登録有効期間は平成29年度に3年間から5年間に戻すこととした。

平成30年度末の登録事業所は、67事業所である（資料50）。

### (2) 環境創出協定締結の推進<環境管理課>

従来、地域の環境保全を目的として、事業者及び市町村が「公害防止協定」を締結してきたが、この協定の内容を充実させ、協定項目に地球規模の環境保全・化学物質対策等を加え、さらに自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組みを広く住民へ公開していくことを求めた「環境創出協定<豊かで快適な環境を創出するための協定>」を平成16年6月に提案し、特に環境配慮に力を入れ取組んでいる事業者から協定締結を進めてきた。

平成30年度末の協定締結事業所は6事業所である（資料51）。

<環境創出協定の特徴>

(①～⑤全てを網羅した、環境保全に関する協定は全国初)

- ① 公害防止（地域の環境保全）のみならず、地球規模の環境保全対策・化学物質対策等
- ② 三者協定（事業者、市町村、県）
- ③ 協定内容及び自主測定結果等、環境負荷に関する情報をインターネットにより公開
- ④ 維持管理目標値及び将来目標値を設定し、「環境創出行動計画」の策定
- ⑤ 環境創出行動計画の項目について自主測定、自主把握により「環境創出活動報告書」の作成・公開、市町村・県へ報告

## 7 放射性物質への対策

### (1) 放射性物質の測定<環境管理課>

県では、文部科学省から「環境放射能水準調査」の業務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。

その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市の保健環境研究所に移設して測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10箇所において測定ができる体制を整え、さらに平成25年3月に揖斐川坂内測定局、平成26年1月に関ヶ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、県内12箇所での測定を実施している。モニタリングポストによる測定結果は表2-5-63のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）の測定は、大気浮遊じん、降下物、水道水、土壌及び農産物等（精米、野菜類、茶、牛乳）を測定試料として行っている。

表2-5-63 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果

(平成31年3月末現在)

		H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3
各務原市	最大	0.074	0.078	0.074	0.069	0.076	0.076	0.071	0.071	0.083	0.081	0.079	0.077
	最小	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.061	0.060	0.061	0.061	0.060
	平均	0.062	0.063	0.062	0.062	0.062	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063	0.063
揖斐川町	最大	0.084	0.087	0.077	0.076	0.073	0.084	0.086	0.072	0.089	0.081	0.098	0.089
	最小	0.056	0.056	0.056	0.055	0.057	0.056	0.057	0.058	0.056	0.058	0.056	0.057
	平均	0.058	0.059	0.058	0.059	0.059	0.061	0.060	0.060	0.061	0.061	0.060	0.060
多治見市	最大	0.079	0.087	0.076	0.072	0.075	0.082	0.084	0.075	0.088	0.089	0.082	0.082
	最小	0.061	0.060	0.061	0.060	0.061	0.060	0.061	0.061	0.062	0.058	0.061	0.060
	平均	0.064	0.065	0.064	0.063	0.064	0.064	0.064	0.065	0.065	0.062	0.064	0.063
高山市	最大	0.105	0.106	0.096	0.095	0.101	0.099	0.098	0.091	0.098	0.101	0.106	0.099
	最小	0.078	0.078	0.078	0.077	0.080	0.070	0.076	0.076	0.071	0.072	0.072	0.076
	平均	0.083	0.083	0.084	0.085	0.085	0.078	0.080	0.080	0.078	0.078	0.080	0.082
岐阜市	最大	0.075	0.080	0.072	0.070	0.063	0.078	0.073	0.072	0.082	0.084	0.081	0.081
	最小	0.054	0.054	0.053	0.053	0.052	0.054	0.055	0.054	0.054	0.055	0.055	0.054
	平均	0.058	0.059	0.057	0.056	0.057	0.058	0.059	0.057	0.059	0.059	0.058	0.058
大垣市	最大	0.086	0.091	0.078	0.072	0.073	0.082	0.076	0.074	0.084	0.083	0.084	0.078
	最小	0.058	0.058	0.057	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.056	0.057	0.057	0.057
	平均	0.061	0.061	0.060	0.061	0.062	0.061	0.061	0.061	0.061	0.060	0.060	0.060
美濃市	最大	0.083	0.091	0.076	0.074	0.077	0.081	0.082	0.072	0.088	0.088	0.085	0.085
	最小	0.055	0.055	0.055	0.055	0.056	0.055	0.056	0.057	0.056	0.057	0.053	0.055
	平均	0.060	0.061	0.060	0.062	0.063	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.059	0.060
郡上市	最大	0.078	0.090	0.096	0.076	0.076	0.087	0.079	0.072	0.093	0.089	0.083	0.082
	最小	0.057	0.057	0.056	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.057
	平均	0.061	0.061	0.061	0.061	0.062	0.062	0.061	0.062	0.063	0.062	0.061	0.062
恵那市	最大	0.104	0.101	0.119	0.095	0.094	0.100	0.098	0.099	0.099	0.089	0.096	0.094
	最小	0.073	0.072	0.070	0.071	0.072	0.072	0.073	0.075	0.071	0.058	0.072	0.071
	平均	0.076	0.077	0.076	0.076	0.077	0.077	0.077	0.078	0.077	0.062	0.077	0.075
下呂市	最大	0.100	0.113	0.107	0.102	0.110	0.103	0.101	0.095	0.112	0.102	0.113	0.104
	最小	0.082	0.081	0.082	0.082	0.082	0.082	0.082	0.082	0.082	0.082	0.081	0.082
	平均	0.085	0.086	0.086	0.087	0.087	0.086	0.085	0.085	0.086	0.085	0.085	0.085
揖斐川町坂内	最大	0.081	0.089	0.088	0.080	0.072	0.100	0.078	0.080	0.086	0.081	0.078	0.088
	最小	0.057	0.057	0.056	0.056	0.058	0.057	0.057	0.057	0.046	0.044	0.046	0.052
	平均	0.060	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.056	0.058	0.061
関ヶ原町	最大	0.085	0.093	0.088	0.086	0.079	0.091	0.081	0.082	0.092	0.090	0.089	0.091
	最小	0.068	0.068	0.068	0.067	0.068	0.068	0.068	0.069	0.059	0.064	0.067	0.067
	平均	0.070	0.071	0.070	0.071	0.071	0.071	0.070	0.070	0.070	0.070	0.069	0.070

備考) 1 県環境管理課調べ

2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。

岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。

揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。

関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。

表2-5-64 月間降下物の放射性核種分析結果

検体期間	測定日	測定結果 (MBq/km <sup>2</sup> )			備考
		ヨウ素131 (I-131)	セシウム134 (Cs-134)	セシウム137 (Cs-137)	
平成30年4月2日～平成30年5月1日	5月8日	検出されず (0.12)	検出されず (0.060)	検出されず (0.047)	平成30年4月分 (29日)
平成30年5月1日～平成30年6月1日	6月11日	検出されず (0.18)	検出されず (0.068)	検出されず (0.056)	平成30年5月分 (31日)
平成30年6月1日～平成30年7月2日	7月17日	検出されず (0.24)	検出されず (0.064)	検出されず (0.054)	平成30年6月分 (31日)
平成30年7月2日～平成30年8月1日	8月15日	検出されず (0.22)	検出されず (0.079)	検出されず (0.052)	平成30年7月分 (30日)
平成30年8月1日～平成30年9月3日	9月13日	検出されず (0.15)	検出されず (0.088)	検出されず (0.050)	平成30年8月分 (33日)

平成30年 9 月 3 日～平成30年10月 1 日	10月19日	検出されず (0.31)	検出されず (0.064)	検出されず (0.052)	平成30年 9 月分 (28日)
平成30年10月 1 日～平成30年11月 1 日	11月 7 日	検出されず (0.10)	検出されず (0.062)	検出されず (0.052)	平成30年10月分 (31日)
平成30年11月 1 日～平成30年12月 3 日	12月10日	検出されず (0.10)	検出されず (0.060)	検出されず (0.052)	平成30年11月分 (32日)
平成30年12月 3 日～平成31年 1 月 4 日	1 月15日	検出されず (0.15)	検出されず (0.063)	検出されず (0.055)	平成30年12月分 (32日)
平成31年 1 月 4 日～平成31年 2 月 1 日	2 月 6 日	検出されず (0.089)	検出されず (0.064)	検出されず (0.053)	平成30年 1 月分 (28日)
平成31年 2 月 1 日～平成31年 3 月 1 日	3 月12日	検出されず (0.15)	検出されず (0.059)	検出されず (0.054)	平成30年 2 月分 (28日)
平成31年 3 月 1 日～平成31年 4 月 1 日	4 月 4 日	検出されず (0.089)	検出されず (0.063)	検出されず (0.052)	平成31年 3 月分 (31日)

備考) 県環境管理課調べ

\*採取場所：岐阜県保健環境研究所（各務原市那加不動丘1-1）屋上

\*降下物：大気中から降下したちりや雨水など

\*MBq/km<sup>2</sup> 「メガベクレル毎平方キロメートル」=Bq/m<sup>2</sup> 「ベクレル毎平方メートル」

\*（ ）は検出下限値

## (2) 県内水道水における放射性物質の測定結果<薬務水道課>

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、福島市の水道水から放射性物質が検出されたことを受け、本県の水道水の安全性を確認することを目的に県独自の放射性物質の検査を平成23年3月18日に実施した。その後、東京都の水道水から放射性物質が検出されたこと（3月23日東京都が公表）を受け、平成23年3月24日から検査を毎日実施した。平成24年4月からは毎月1回、平成30年4月からは3か月に1回実施している。

<平成30年度放射性物質の測定結果について>

- 測定項目：放射性ヨウ素（ヨウ素-131）  
放射性セシウム（セシウム-134及びセシウム-137）
- 測定機関：保健環境研究所、東部広域水道事務所
- 測定方法：ゲルマニウム半導体検出器による測定
- 採水場所：表2-5-65のとおり
- 頻度：3か月1回

表2-5-65 県内5水系における採水場所

水 系	対象水道事業	採水場所
木曾川水系	岐阜東部上水道用水供給事業	中津川浄水場
飛騨川水系		川合浄水場
		山之上浄水場
長良川水系	岐阜市上水道	鏡岩水源地
揖斐川水系	揖斐川町脛永簡易水道	脛永公民館
神通川水系	高山市上水道	上野浄水場

備考) 県薬務水道課調べ

### ○測定結果：すべて不検出

<過去の経緯>

- 岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場（木曾川水系）のみ
  - ・平成23年4月1日から毎日実施
  - ・平成23年6月1日から原則週3回実施
  - ・平成23年7月6日から原則週1回実施
- 5水系（木曾川・飛騨川・長良川・揖斐川・神通川各水系）への切替
  - ・平成23年9月から5水系で原則週1回実施
  - ・平成24年1月から原則月2回実施
  - ・平成24年4月から月1回実施（5箇所）
  - ・平成25年4月から月1回実施（木曾川 川合浄水場を追加し、6箇所）
  - ・平成30年4月から3か月に1回実施（6箇所）

## (3) 県内で生産される農畜水産物の放射性物質モニタリング検査&lt;農産園芸課&gt;

県民・消費者の県内産農畜水産物に対する不安感を払拭するため、平成23年10月「農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業実施要領」を制定し、本県内で生産される主要な農畜水産物について、平成23年11月28日から放射性物質のモニタリング検査を開始した。

平成30年度においては、厚生労働省による食品中に含まれる放射性物質の新基準値に対応し、原乳・茶は精密検査機器（ガンマ線スペクトロメータによる核種分析法）、作物・野菜・果樹・魚類等については簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にて、25品目、57検体を検査したところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値：精密検査約2Bq/kg未満、簡易検査25Bq/kg未満）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

## (4) 県内産肉用牛の放射性物質全頭検査&lt;畜産振興課&gt;

「東京電力福島第一原子力発電所事故の影響」により、放射性セシウム汚染の疑いがある稲わらを給与した肉用牛については、平成23年8月12日から飛騨牛銘柄推進協議会が放射性セシウムによる汚染の有無の検査を開始し、その後、岐阜県農業協同組合中央会をはじめとするJAグループより緊急要請を受け、本県では平成23年8月29日から風評被害防止と畜産振興を目的として「県内産肉用牛の放射性物質全頭検査」を開始した。さらに平成24年7月1日より、前述の飛騨牛銘柄推進協議会実施の放射性物質検査と統合し、全頭検査事業を拡大した。

現在、岐阜・飛騨の食肉センターで食肉処理される県内産肉用牛については一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターに、養老町食肉事業センターで処理される県内産肉用牛については養老町に検査業務を委託し、簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にてスクリーニング検査を実施しており、平成30年度にと畜された牛11,508頭の検査を行ったところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値である25Bq/kg未満・当時）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

**第2節 自然災害に強い県土の整備**

## 1 災害に強い森林づくり

## (1) 治山事業の実施&lt;治山課&gt;

山地防災力の向上を図るため、荒廃山地の復旧、既存治山施設の機能強化、また、集中豪雨や直下型地震により被災する可能性のある緊急輸送道路等の重要施設を保全する治山対策を実施している。

## (2) 林道施設の点検診断&lt;森林整備課&gt;

岐阜県緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた林道等の橋りょうやトンネルの点検診断を行い、今後の維持管理・補修計画の作成を行った。

## (3) 溪流沿いの森林の間伐&lt;森林整備課&gt;

森林所有者による整備が進まず、手入れが不十分な溪流沿いのスギ・ヒノキ人工林の間伐に対して助成し、防災機能の強化を図った。

## 2 自然と共生した河川整備

## (1) 自然の水辺復活プロジェクトの推進&lt;技術検査課、河川課&gt;【再掲】

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

(ア) 岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催

(イ) 岐阜県自然工法管理士2,707名を認定（平成30年度末現在）

(ウ) 各現場で実施した自然共生への取り組み（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

## (2) 河川環境整備等の取組み&lt;河川課&gt;【再掲】

ベスト・リバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃など河川美化活動を進めている。

## ア 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。